

美里町都市計画マスタープラン

平成 21 年 3 月

宮城県美里町

目 次

序 章

1. 都市計画マスタープランとは	1
1-1 都市計画マスタープランの4つの役割	1
1-2 策定の目的	1
1-3 性格及び位置づけ	2
1-4 対象区域	3
1-5 目標年度	3
1-6 都市計画マスタープランの構成	4
1-7 地域区分	5
2. 策定までの流れ	6

第1章 全体構想

1. まちづくりの理念	7
1-1 本町を取り巻く社会・経済環境の動向	7
1-2 上位計画における将来像	22
1-3 まちづくりの理念と将来像	25
1-4 まちづくりの目標	27
2. 将来都市構造	29
2-1 将来都市構造の基本的な考え方	29
2-2 都市構造の構成要素	30
3. まちづくりの方針	34
3-1 土地利用	34
3-2 都市施設	40
3-2-1 交通施設の方針	40
3-2-2 公園・緑地の方針	46
3-2-3 下水道及び河川の方針	48
3-2-4 その他の都市施設の方針	52
3-3 都市環境	53
3-3-1 都市環境形成の方針	53
3-3-2 都市景観形成の方針	55
3-3-3 都市防災の方針	57

3 - 4	市街地の整備	58
3 - 5	住民参加の推進	60

第2章 地域別構想

1.	地域区分	62
2.	地域別整備方針	63
2 - 1	美里西地域	63
2 - 1 - 1	美里西地域の現況と課題	63
2 - 1 - 2	まちづくりの目標	66
2 - 1 - 3	まちづくりの方針	67
2 - 2	美里中央地域	70
2 - 2 - 1	美里中央地域の現況と課題	70
2 - 2 - 2	まちづくりの目標	72
2 - 2 - 3	まちづくりの方針	74
2 - 3	美里東地域	77
2 - 3 - 1	美里東地域の現況と課題	77
2 - 3 - 2	まちづくりの目標	80
2 - 3 - 3	まちづくりの方針	81

序 章

美里町都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

平成4年に都市計画法が一部改正され、市町村が自ら、都市計画において主導的な役割を果たすことができるように、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）が創設されました。これが都市計画マスタープランです。

都市計画マスタープランは個別の細やかな計画事業の内容そのものを直接決めるものではありませんが、今後、本町が定める都市計画は、この計画に即して定めることになります。

1-1 都市計画マスタープランの4つの役割

① 都市の将来像の明示

都市全体・地域別の将来像を示し、行政、住民などの多様な主体が共有するまちづくりの目標を設定します。

② 町が定める都市計画の方針

将来像を実現する手段のひとつとして市町村が決定する都市計画について、その決定及び変更の方針を示します。

③ 都市計画の整合性・一体性の確保

個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを進めるための指標となります。

④ 住民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

住民を含めた多様な主体の、都市の課題や方向性についての合意形成を促すことにより、具体の都市計画の決定・実現を円滑に進めることが可能となります。

1-2 策定の目的

美里町都市計画マスタープランは、身近な視点からのまちづくりを進めていくために、策定の目的を次のように設定します。

本町を取り巻く社会・経済環境や住民の意向から、緑豊かな自然環境や個々の地域特性を活かしたまちづくりの将来像を描き、その実現のための基本的な方向や、都市施設の整備方針などの考え方を明らかにする。

1-3 性格及び位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する法定計画です。そのため、地方自治法に基づき策定された「美里町総合計画」を基本とし、さらに、宮城県が策定する「都市計画区域マスタープラン（小牛田都市計画基本方針）」に基づきます。（図-序-1 参照）

美里町都市計画マスタープランは、住民や事業者等に対する今後のまちづくりの指導、誘導の指針となるものであり、また、県や公共機関に対しては、町のまちづくりの基本的な考え方を示すことにより、理解と協力を得るためのプランであるという2つの側面を有します。

注：平成12年5月に都市計画法が改正され、すべての都市計画区域において「整備、開発及び保全の方針」（通称：都市計画区域マスタープラン）を都道府県が策定することになった。この都市計画区域マスタープランは、都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものであり、今後の都市計画を定める際の基本的な指針となるものである。

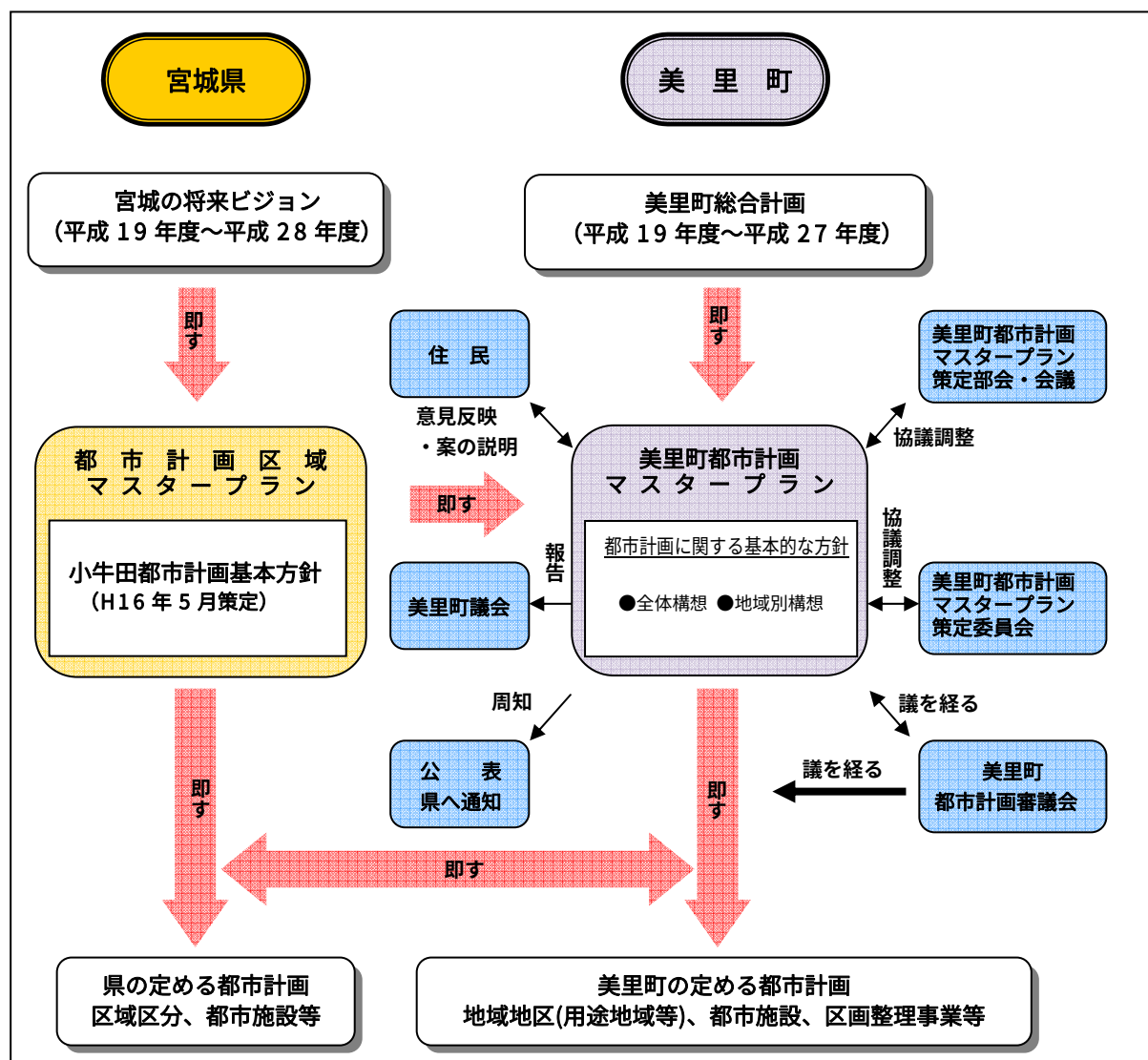


図-序-1 美里町都市計画マスタープランの位置づけ

1 - 4 対象区域

美里町都市計画マスタープランの対象区域は、都市計画区域が基本となりますが、都市計画区域外であっても景観への配慮、自然環境の保全を前提とした土地利用のあり方の検討が必要です。そのため、都市計画区域外を含む美里町行政区域全域（75.06 km²）を対象区域とします。

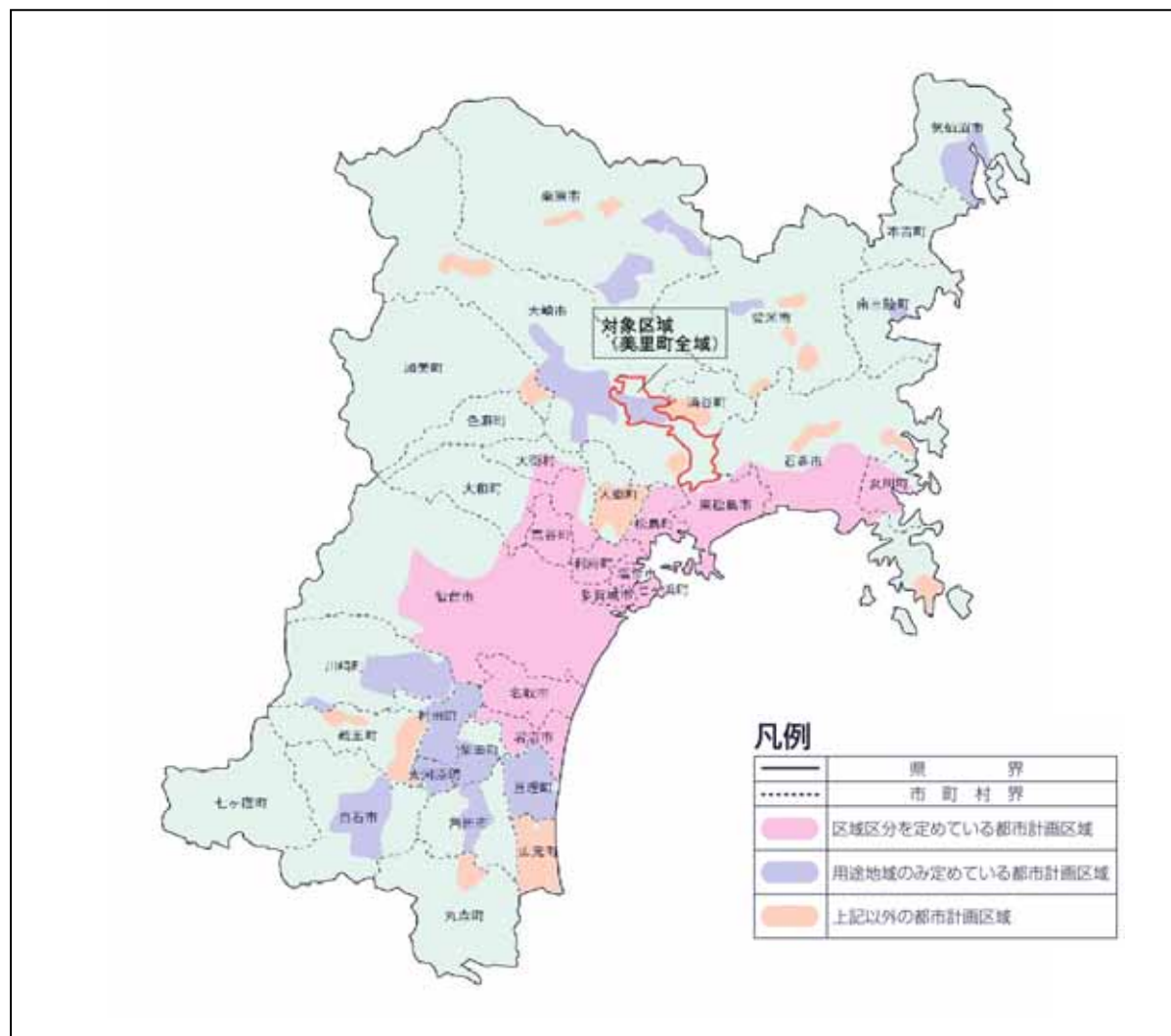


図-序-2 美里町都市計画マスタープランの対象区域

1 - 5 目標年度

平成 21 年度（2009 年度）を初年度とし、20 年後の平成 41 年度（2029 年度）を目標年度とします。

なお、目標年度に至る過程において、社会情勢の変化や上位計画（広域的な計画、美里町総合計画など）の改定があった場合は、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを図るものとします。

1-6 都市計画マスタープランの構成

美里町都市計画マスタープランの構成は、全体構想と地域別構想の2つに別れ、全体構想では美里町の目指すべき都市像を明らかにし、基本理念、まちづくりの目標をもとに都市計画の方針を定めます。地域別構想では、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、地域ごとに整備目標、方針を定めます。

また、美里町を取り巻く社会・経済環境の動向を把握するため、社会条件の整理や住民アンケートを実施します。

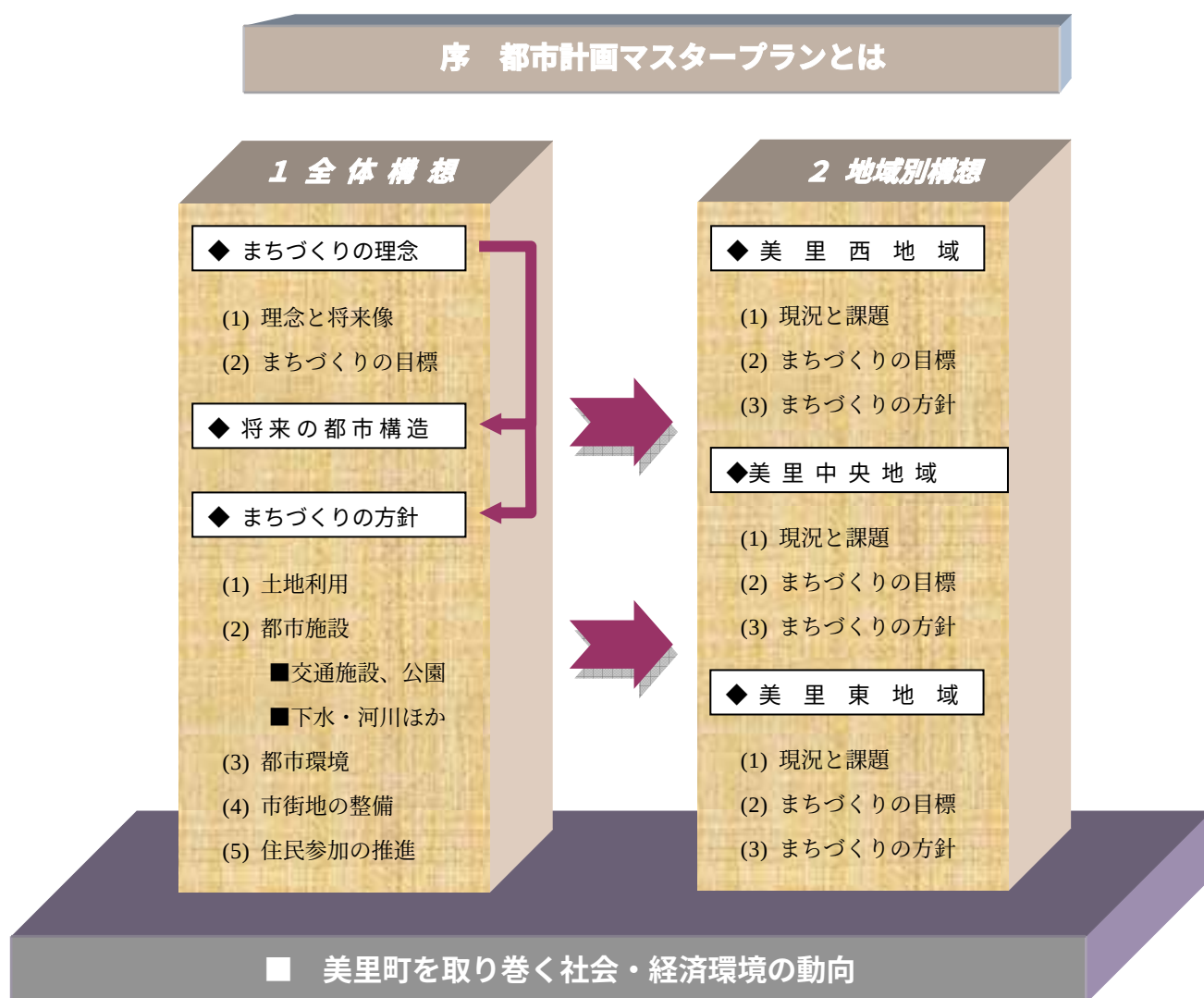


図-序-3 都市計画マスタープランの主な構成

1-7 地域区分

地域別構想を立案するための地域区分を、地域の特性を考慮したうえで、次の3地域で設定します。

美里西地区：都市計画区域の約半分の面積を有する用途地域を一部含む地域

（中埜地区、北浦地区、青生地区）

美里中央地区：全域ほぼ都市計画区域で用途地域のほとんどを含む地域

（小牛田地区、駅前地区、不動堂地区）

美里東地区：都市計画区域外の旧南郷町全域

（南郷上地区、南郷中地区、南郷下地区）

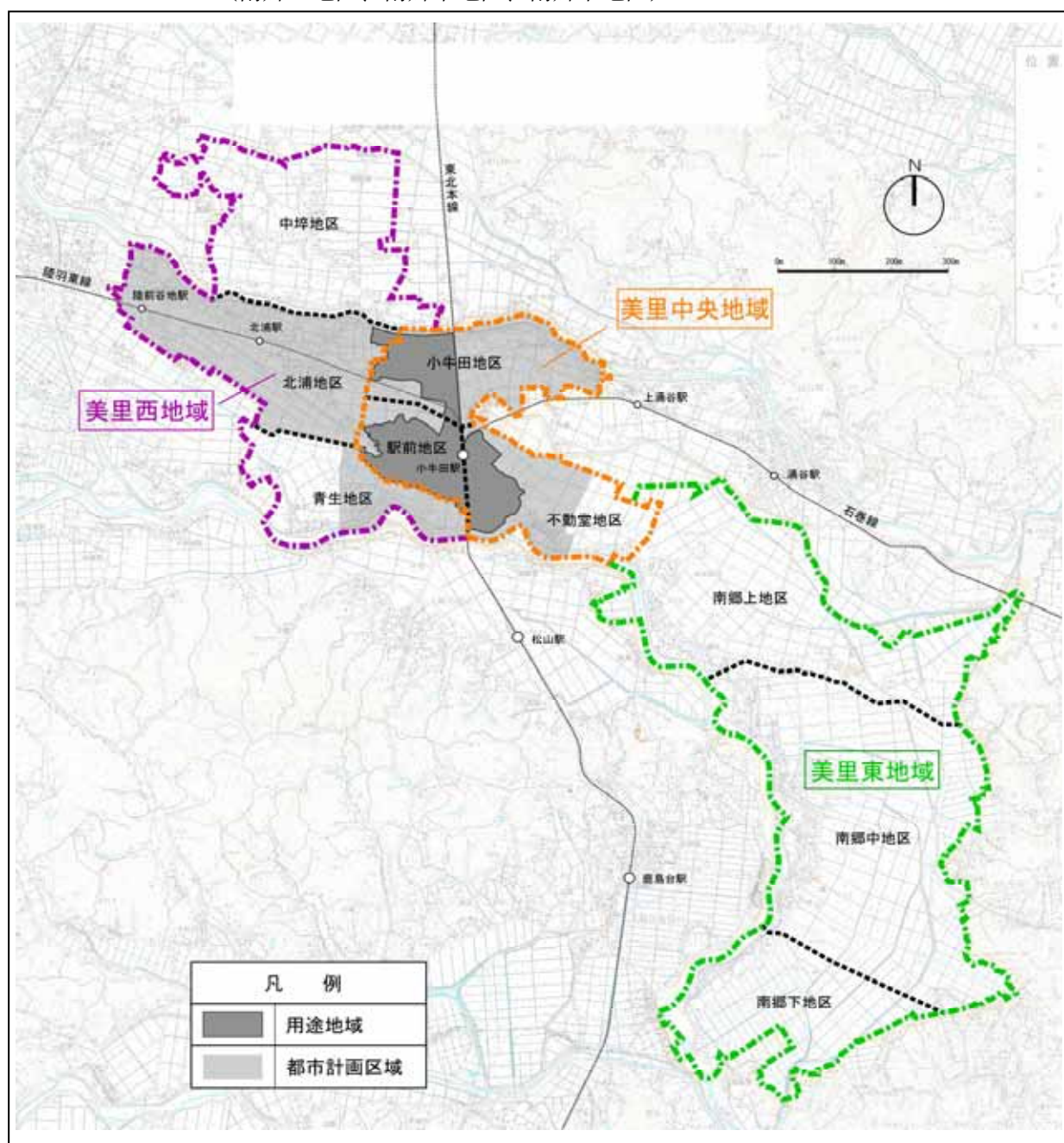


図-序-4 地域区分図

2. 策定までの流れ

美里町都市計画マスタープランは、平成 19、20 年度の 2 ヶ年で策定を進めてきました。

計画づくりにあたっては、平成 19 年 7 月に実施した住民アンケート調査により提案された住民の方々の意見などをもとに作成した事務局案を、庁内の検討組織である「美里町都市計画マスタープラン策定部会」、「美里町都市計画マスタープラン策定会議」で協議調整し、さらに町内の有識者など 7 人で構成される「美里町都市計画マスタープラン策定委員会」での検討を踏まえ、素案としてまとめました。

まとまった素案は、閲覧とインターネットを通じ公表するとともに住民説明会を開催し、住民の方々の意見をお聞きしました。ここで得られた住民の方からの意見、県など関係機関との調整をもとに修正を図り、案として確定しました。その後、美里町都市計画審議会の承認などを経て、平成 21 年 3 月に美里町都市計画マスタープランとして決定しました。

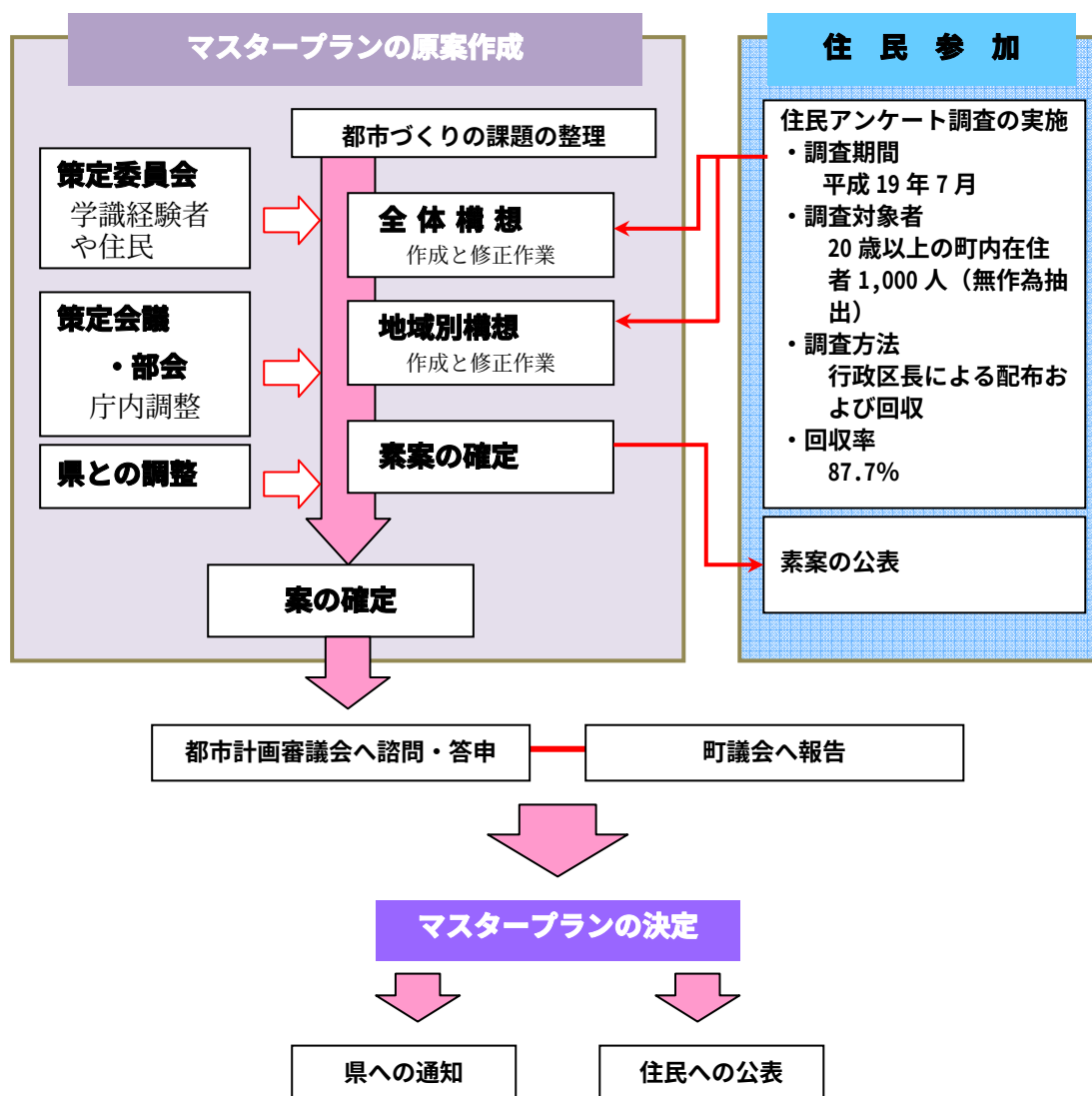


図-序-5 都市計画マスタープランの策定までの流れ

第 1 章

全 体 構 想

1. まちづくりの理念

1-1 本町を取り巻く社会・経済環境の動向

(1) 都市形成の経緯

宮城県北東部に位置する美里町は、平成 18 年 1 月 1 日に遠田郡小牛田町、南郷町 2 町が新設合併し誕生した町です。

旧小牛田町は、町を南北に縦断する東北本線を中心に、陸羽東線、石巻線が接続するターミナル駅（小牛田駅）を持つ町です。小牛田駅は古川方面からの米を中心とした農産物、石巻方面からの海産物などがここを経由して東京方面へ運ばれたことから、鉄道の町として栄えました。また、大崎地域の工業、物流、産業の中心都市である旧古川市に接する地理的条件と J R 小



図 1-1-1 位置図

牛田駅の利便性を活かし、住宅供給地としての役割も担ってきました。こうした中、平成 6 年 9 月に大崎地方拠点都市地域の拠点地区に指定され、平成 11 年には用途地域、小牛田駅東部土地区画整理事業およびそれに係る街路の都市計画決定がなされました。小牛田駅東部土地区画整理事業は平成 11 年に県から土地区画整理組合の設立認可を受け、平成 18 年 4 月から宅地分譲を開始しています。

旧南郷町は 1 級河川の鳴瀬川の左岸に沿って形成された町で、総面積の 4 分の 3 を水田が占め、畑は少なく山林原野もほとんどない典型的な田園地帯です。また、鳴瀬川と江合川の清流によって潤された肥沃な大地である大崎耕土は、ササニシキ、ひとめぼれの産地として有名です。

(2) 土地利用条件

本町の土地利用区分は自然的土地利用が 77.5%を占め、この内の 82.3%（全体に対しては 63.8%）が水田となっています。都市的土地利用は 22.5%であり、このうちの約半数（全体に対しては 10.6%）が宅地となっています。

旧町単位でみると、旧小牛田町の水田面積が占める割合が 54.6%、同様に旧南郷町は 72.1%、宅地面積が占める割合は旧小牛田町が 15.5%、旧南郷町が 6.2%であり、住宅供給地としての役割を担ってきた旧小牛田町と典型的な田園地帯である旧南郷町の特徴が、土地利用状況からも見て取れます。

表 1 - 1 - 1 土地利用の状況 (平成 17 年 10 月 1 日現在)

区域区分		美里町		旧小牛田町		旧南郷町	
土地利用区分		面積ha	構成比%	面積ha	構成比%	面積ha	構成比%
自然的土地利用	田	4,790	63.8%	1,940	54.6%	2,850	72.1%
	畑	249	3.3%	169	4.8%	80	2.0%
	山林	13	0.2%	13	0.4%	0	0.0%
	原野・牧野	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	水面・河川・水路	762	10.2%	381	10.7%	381	9.6%
	小 計	5,814	77.5%	2,503	70.4%	3,311	83.8%
都市的土地利用	道 路	633	8.4%	271	7.6%	362	9.2%
	(うち一般道)	329		144		185	
	宅 地	798	10.6%	552	15.5%	246	6.2%
	(うち住宅地)	539		355		184	
	(うち工業用地)	39		39		0	
	その他	261	3.5%	228	6.4%	33	0.8%
小 計		1,692	22.5%	1,051	29.6%	641	16.2%
合 計		7,506	100.0%	3,554	100.0%	3,952	100.0%
可 住 地		6,470	86.2%	2,932	82.5%	3,538	89.5%
非可住地		1,036	13.8%	622	17.5%	414	10.5%

出典：宮城県統計年報

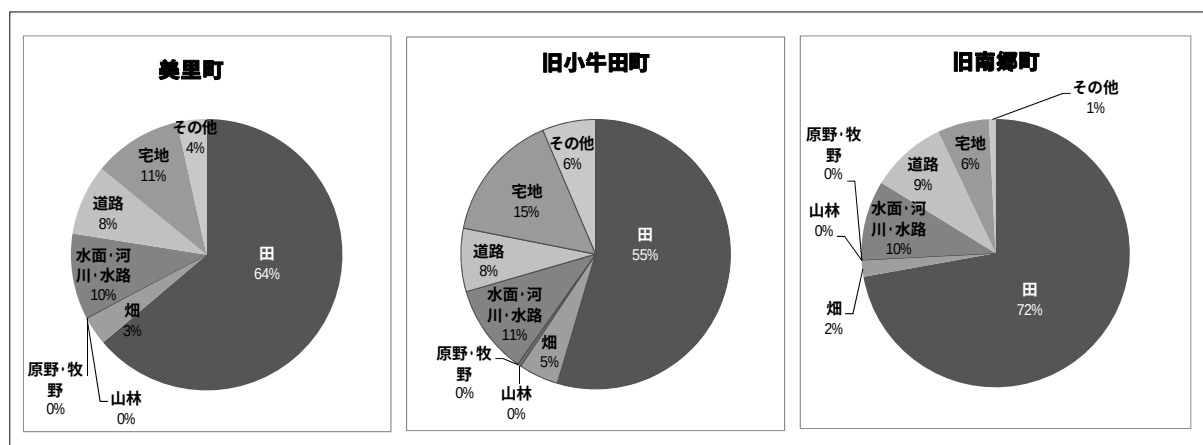


図 1 - 1 - 2 土地利用の状況 (平成 17 年 10 月 1 日現在)

(3) 人口等の推移

平成 18 年に誕生した本町の人口の推移を合併前の旧小牛田町、旧南郷町の合算値からみると、昭和 60 年から平成 17 年の 20 年間に 28,862 人から 26,329 人と 2,533 人減少しています。減少率では合算値で 9.6%、旧小牛田町 6.8%(1,337 人)、旧南郷町 17.8%(1,196 人)で、旧南郷町の減少率が大きくなっています。

表 1-1-2 人口の推移

年 次	美里町		旧小牛田町		旧南郷町	
	人口	増減率 (%)	人口	増減率 (%)	人口	増減率 (%)
昭和50年	26,939	-	19,200	-	7,739	-
昭和55年	28,152	4.5	20,287	5.7	7,865	1.6
昭和60年	28,862	2.5	20,948	3.3	7,914	0.6
平成 2年	28,164	-2.4	20,469	-2.3	7,695	-2.8
平成 7年	27,980	-0.7	20,470	0.0	7,510	-2.4
平成12年	27,395	-2.1	20,245	-1.1	7,150	-4.8
平成17年	26,329	-3.9	19,611	-3.1	6,718	-6.0

資料：国勢調査

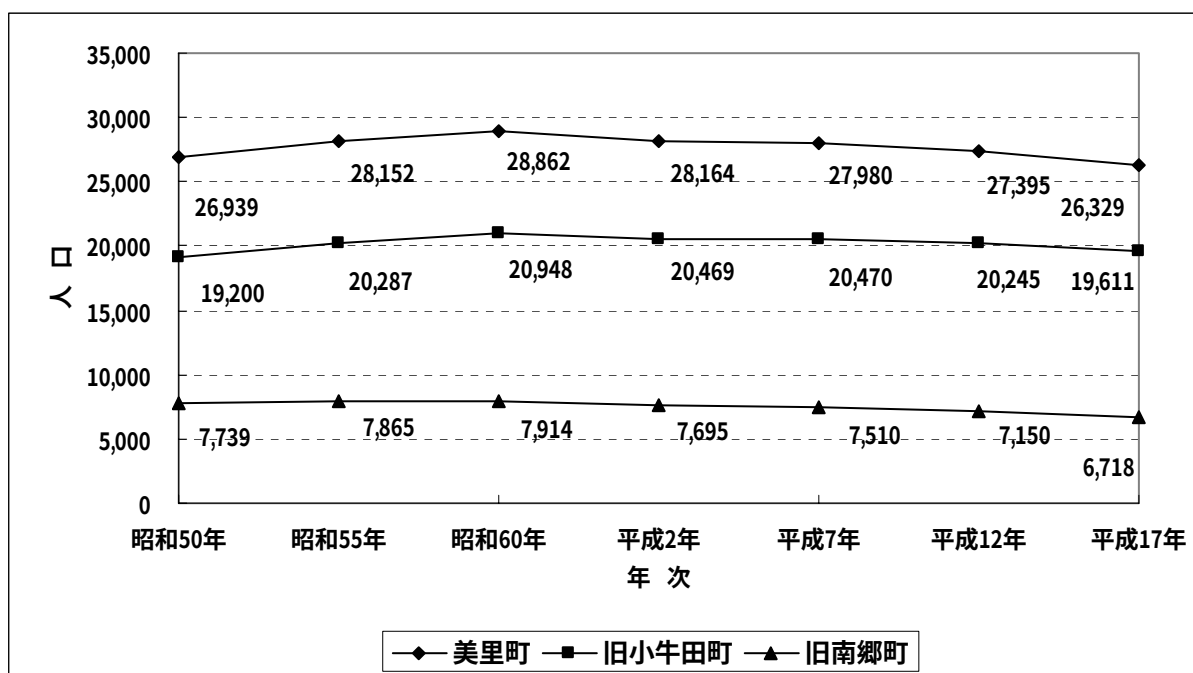


図 1-1-3 人口の推移

人口の増減を出生・死亡の自然動態、転入・転出の社会動態でみると、自然動態では平成4年以降死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態では、平成5年、7年に転入が転出を上回る社会増となったものの、これ以外の年は転出が転入を上回る社会減が続いています。そのため、人口動態がプラスとなった年は平成3年以降では平成5年と7年の2ヶ年のみであり、平成8年以降は人口減少が続いています。特に社会減の値が自然減を上回る年が多く、平成8年以降の人口減少数の約6割が社会減、約4割が自然減となっています。

表1-1-3 人口動態の推移

年次	自然動態（人）			社会動態（人）			人口動態
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成3年	224	223	1	760	899	-139	-138
平成4年	216	234	-18	929	939	-10	-28
平成5年	212	239	-27	970	935	35	8
平成6年	200	215	-15	889	931	-42	-57
平成7年	241	244	-3	997	946	51	48
平成8年	208	237	-29	867	907	-40	-69
平成9年	211	250	-39	927	985	-58	-97
平成10年	232	247	-15	859	1,002	-143	-158
平成11年	222	278	-56	866	1,013	-147	-203
平成12年	191	280	-89	902	951	-49	-138
平成13年	198	270	-72	823	1,070	-247	-319
平成14年	193	292	-99	834	890	-56	-155
平成15年	193	274	-81	837	915	-78	-159
平成16年	205	257	-52	805	922	-117	-169
平成17年	176	301	-125	841	977	-136	-261
平成18年	173	293	-120	799	932	-133	-253
平成19年	181	315	-134	787	902	-115	-249

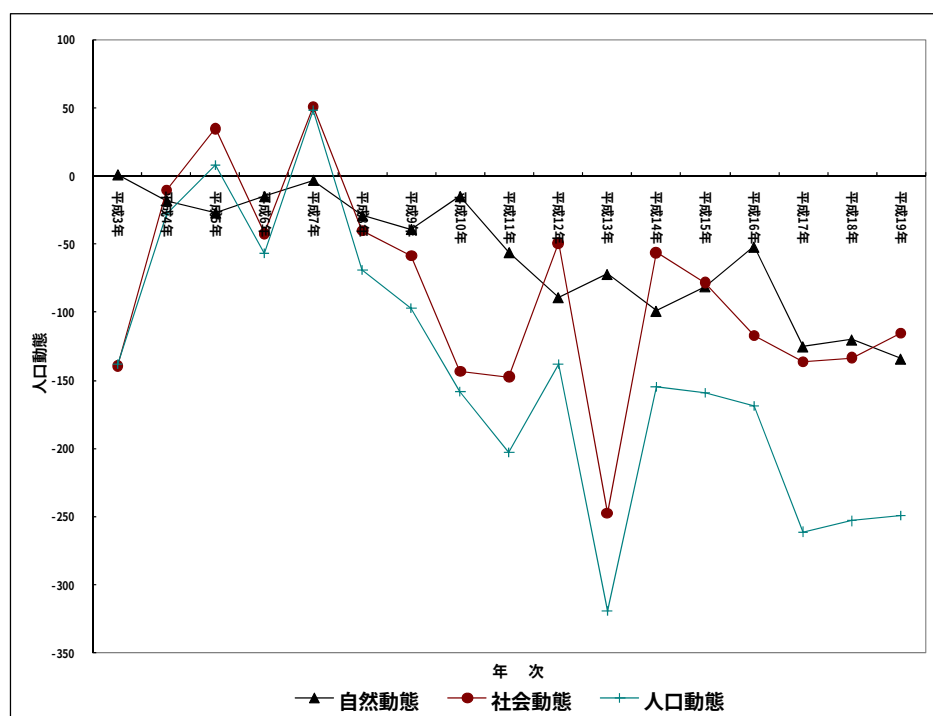


図1-1-4 人口動態の推移

平成 17 年度国勢調査では、0～14 歳の年少人口の割合は 12.4%（県平均値 13.8%）、15～64 歳の生産年齢人口の割合は 61.5%（同 66.0%）、65 歳以上の老年人口の割合は 26.1%（同 20.2%）となっています。

本町の老年人口割合は、昭和 60 年の 12.0%が平成 17 年には 26.1%と急速に高齢化が進行しています。この傾向は平成 17 年の 5 歳階級別の人口ピラミッドをみると顕著であり、男性は 55 歳～59 歳、女性は 50 歳～54 歳の年齢層の人口が最も多く、女性にあっては 50 歳～59 歳、65 歳～79 歳の人口が全体の 7%以上を占めています。

表 1 - 1 - 4 年齢別人口（平成 17 年）

年齢別	計		男		女	
85 以上	779	3.0%	211	1.7%	568	4.2%
80～84	971	3.7%	382	3.0%	589	4.3%
75～79	1651	6.3%	647	5.1%	1004	7.4%
70～74	1784	6.8%	801	6.3%	983	7.2%
65～69	1696	6.4%	740	5.8%	956	7.0%
60～64	1625	6.2%	804	6.3%	821	6.0%
55～59	2217	8.4%	1132	8.9%	1085	7.9%
50～54	2239	8.5%	1104	8.7%	1135	8.3%
45～49	1830	7.0%	915	7.2%	915	6.7%
40～44	1362	5.2%	669	5.3%	693	5.1%
35～39	1239	4.7%	639	5.0%	600	4.4%
30～34	1446	5.5%	757	6.0%	689	5.0%
25～29	1464	5.6%	755	6.0%	709	5.2%
20～24	1357	5.2%	702	5.5%	655	4.8%
15～19	1411	5.4%	736	5.8%	675	4.9%
10～14	1181	4.5%	583	4.6%	598	4.4%
5～9	1108	4.2%	604	4.8%	504	3.7%
0～4	969	3.7%	489	3.9%	480	3.5%
不評	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
老年人口(65～)	6881	26.1%	2781	21.9%	4100	30.0%
後期(75～)	3401	12.9%	1240	9.8%	2161	15.8%
前期(65～74)	3480	13.2%	1541	12.2%	1939	14.2%
生産年齢人口 (15～64)	16,190	61.5%	8,213	64.8%	7,977	58.4%
年少人口 (0～14)	3,258	12.4%	1,676	13.2%	1,582	11.6%
総 計	26,329		15,008	100.0%	13,659	100.0%

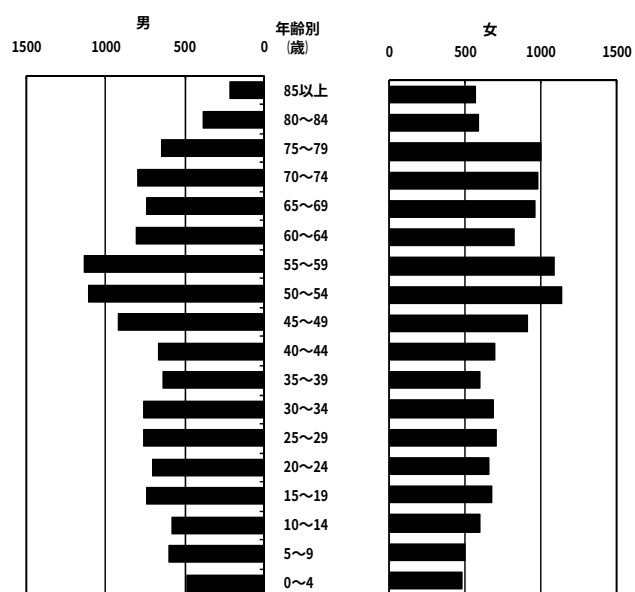


図 1 - 1 - 5 年齢別人口（平成 17 年）

（４）交通体系の状況

１）道路網

本町の道路網は、平成 13 年に小牛田バイパスの全線が開通した国道 108 号の東西軸を基軸に、本町中心部を縦断する（主）鹿島台高清水線および鳴瀬川に平行する（県）鳴瀬南郷線の南北方向の交通流動を基本とする道路網を構成しています。

また、本町の西約 6km には東北自動車道古川 I.C が立地し、高速交通体系の利用が容易な町です。

表 1-1-5 国・県道の状況

種 別	名 称
国 道	国道 108 号
	国道 346 号
主要地方道	主要地方道鹿島台高清水線
	主要地方道石巻鹿島台大衡線
県 道	県道涌谷三本木線
	県道鳴瀬南郷線
	県道河南南郷線
	県道小牛田松島線
	県道小牛田停車場線
	県道北浦停車場線

２）交通量

本町内の交通量をみると、路線別では国道 108 号が町内の各地点で 1 万台以上の交通量となっています。交通量が最も多い個所は、国道 108 号と（主）鹿島台高清水線の交差点南側の 11,641 台（平日、12 時間）です。

平成 11 年と平成 17 年の比較で交通量の伸びが大きい路線は、（県）小牛田松島線が約 1.7 倍と大きく増加しています。次いで（主）鹿島台高清水線の中埜字卯時地点が約 1.25 倍になっています。

表 1-1-6 12 時間交通量の推移

路線名	観測地点名	12時間自動車交通量（台）			12時間自動車交通伸率	
		平成9年	平成11年	平成17年	H11/H9	H17/H11
		平日	平日	平日	平日	平日
一般国道108号	小牛田町牛飼八反	6,319	10,918	10,179	172.8%	93.2%
一般国道108号	小牛田町南小牛田字義	—	—	10,380	—	—
一般国道346号	南郷町練牛字三号	9,010	9,087	10,855	100.9%	119.5%
（主）鹿島台高清水線	小牛田町中埜字卯時	5,540	5,314	6,659	95.9%	125.3%
（主）鹿島台高清水線	小牛田町牛飼字清水江	10,915	12,003	11,641	110.0%	97.0%
（主）石巻鹿島台大衡線	南郷町二郷字佐野沖名	5,590	5,826	4,202	104.2%	72.1%
（県）涌谷三本木線	小牛田町西館	2,428	2,733	2,704	112.6%	98.9%
（県）鳴瀬南郷線	南郷町木間塚字砂押	4,681	4,719	4,183	100.8%	88.6%
（県）小牛田松島線	小牛田町北浦字道祖神前	2,745	2,938	5,029	107.0%	171.2%
（県）小牛田停車場線		4,628	4,999	4,774	108.0%	95.5%

出典：平成 11 年度、17 年度道路交通情勢調査（道路交通センサス）

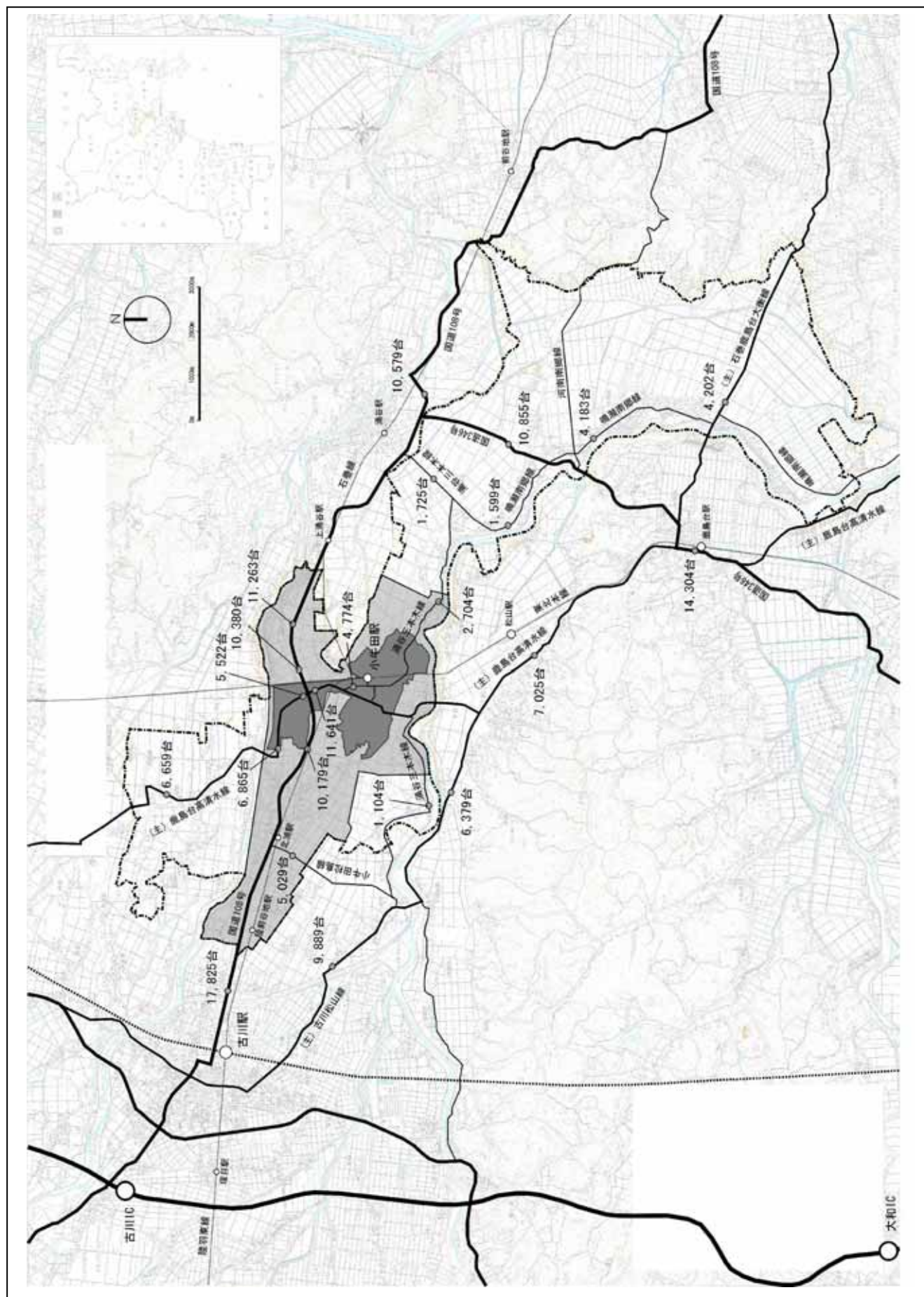


図 1 - 1 - 6 12 時間交通量

(5) 都市計画等の状況

1) 都市計画区域

本町の都市計画区域は、昭和 43 年に制定された新都市計画法以前に決定されたもので、決定以降 40 年以上経過しています。面積は 1,929ha で、行政区域の 40.3%を占めています。なお、現在宮城県では、大崎市、加美町、美里町、涌谷町の 1 市 3 町内の 7 都市計画区域を（仮称）大崎広域都市計画区域とする再編作業を進めています。

表 1 - 1 - 7 小牛田都市計画区域の状況 平成 20 年 3 月 31 日現在

名 称	面積 (ha)	決定 (変更) 年月日	告示番号
小牛田	3,072ha 1,929ha	昭和 23 年 1 月 1 日 (変) 昭和 42 年 5 月 24 日	建設省告示第 262 号 建設省告示第 1679 号

2) 地域地区

① 用途地域

本町の用途地域は平成 11 年に当初決定し、平成 17 年に小牛田駅東部土地区画整理事業による変更を行っています。指定状況は住居系用途が 79.0%、商業系用途が 11.2%、工業系用途が 9.8%の構成比となっています。

表 1 - 1 - 8 用途地域別面積 平成 20 年 3 月 31 日現在

用途地域	面 積 (ha)	備 考 (%)
第 1 種中高層住居専用地域	76.7	16.6
第 1 種住居地域	253.4	54.6
第 2 種住居地域	35.9	7.8
商業地域	51.8	11.2
準工業地域	37.7	8.1
工業地域	7.9	1.7
合 計	463.4	100.0

② その他の地域地区

本町には、小牛田駅東部土地区画整理事業区域に地区計画が 1 か所指定されています。

表 1 - 1 - 9 地区計画の指定状況 平成 20 年 3 月 31 日現在

地区名	計画決定年月日	面積(ha) 地区整備計画区域面積(ha)	地区計画の目標
小牛田駅東部	平成 18 年 1 月 1 日	34.3 34.3	建築物の用途の混在及び敷地の細部化など、住環境の悪化要因を排除するとともに、良好な住環境と魅力ある街並景観の形成を図り、その維持、保全を行う。

3) 都市施設

① 都市計画道路

本町の都市計画道路は 12 路線、16,450m が計画決定されています。

下表に示したとおり、平成 20 年 8 月 31 日現在の整備状況は 11,020m（改良済延長と概成済延長の合計）で、計画の 67%が整備されています。

整備状況の内訳をみると、昭和 34 年に計画決定された 9 路線の中で改良率が 100%まで達している路線はなく、小牛田停車場松山線の 76%が最も高い整備率であり、次いで、新町小牛田停車場線の 66%、山の神線の 59%となっています。また、駒米線、素山化粧坂線はともに概成率は 100%、南小牛田北浦線が 75%です。一方、整備の進捗が遅い路線は、未整備率が 100%の石巻酒田線、91%の西原線、77%の彫堂線であり、これらの路線は沿道に住宅が張り付き、今後の整備が非常に困難な状況になっています。

整備が進み改良率が 100%となっている路線は、小牛田東部土地区画整理事業による駅東線、駅東不動堂線の 2 路線です。

表 1 - 1 - 10 都市計画道路の整備状況

平成 20 年 8 月 31 日現在

名 称		計画幅員	計画延長	改良済	概成済	未整備	改良率	概成率	未整備率	計画決定			
番 号	路 線 名	m	m	m	m	m	%	%	%	告示		最終変更	
3・3・1	南小牛田北浦線	25	5,740	0	4,300	1,440	0%	75%	25%	S34.3.31	県告692号	S58.12.16	県告 1334号
3・4・2	彫堂線	16~34	1,610	370	0	1,240	23%	0%	77%	S34.3.31	県告692号	H6.2.15	県告 149号
3・4・3	新町小牛田停車場線	16	2,070	1,370	700	0	66%	34%	0%	S34.3.31	県告692号	H6.2.15	県告 149号
3・4・4	石巻酒田線	16	920	0	0	920	0%	0%	100%	S34.3.31	県告692号	S58.12.16	県告 1334号
3・5・5	小牛田停車場松山線	15	930	710	0	220	76%	0%	24%	S34.3.31	県告692号	S58.12.16	県告1334号
3・5・6	西原線	12	750	70	0	680	9%	0%	91%	S34.3.31	県告692号	S58.12.16	県告 1334号
3・4・7	駒米線	16	1,370	0	1,370	0	0%	100%	0%	S34.3.31	県告692号	H6.2.15	県告 149号
3・6・8	山の神線	11	510	300	170	40	59%	33%	8%	S34.3.31	県告692号	S58.12.16	県告 1334号
3・6・9	素山化粧坂線	11	330	0	330	0	0%	100%	0%	S34.3.31	県告692号	S58.12.16	県告 1334号
3・2・10	関根線	30	890	0	0	890	0%	0%	100%	H3.12.13	県告 1384号		
3・4・11	駅東線	20	390	390	0	0	100%	0%	0%	H11.10.15	町告 34号	H15.2.21	町告 5号
3・4・12	駅東不動堂線	20	940	940	0	0	100%	0%	0%	H11.10.15	町告 34号	H13.12.17	町告 29号
計 12 路線			16,450	4,150	6,870	5,430	25%	42%	33%				

② 駅前広場、交通広場

小牛田駅には西口に駅前広場、東口に交通広場が整備されています。

表 1 - 1 - 11 駅前広場、交通広場の整備状況

駅 名	鉄道名	種別	広場面積 (㎡)		乗車人員 (人/日)	計画決定年月日	広場の別	名 称
			計画	供用				
小牛田駅	東北本線	J R	2,551	2,551	2,133 (2007 年度)	昭和 38 年 3 月 19 日	駅前 広場	小牛田駅前広場
			3,200	3,200		平成 15 年 2 月 21 日	交通 広場	小牛田駅東口 交通広場

③都市公園等

本町の都市計画決定された公園は街区公園 10 ヶ所(4.26ha)、近隣公園 2 ヶ所(7.40ha)の計 12 ヶ所あり、駅東 1 号公園、3 号公園を除き開設済みとなっています。

その他、史跡公園 1 ヶ所、農村公園等が 14 ヶ所あります。

表 1 - 1 - 12 都市計画公園等の整備状況

成 20 年 4 月 1 日現在

種別	名 称		位 置	計画決定				開 設	
	番 号	公園名		面積(ha)	告示		最終変更	面積(ha)	年 月 日
近隣	3・3・1	小牛田公園	字桜木町	3.40	S31.12.21	建告2035号		3.40	S32.3.31
"	3・4・2	蜂谷森公園	北浦字蜂谷森	4.00	S50.11.21	県告1221号		4.00	S53.3.31
街区	2・2・1	素山公園	字桜木町	0.16	S29.12.10	建告1585号		0.16	S31.3.31
"	2・2・2	牛飼公園	牛飼字御蔵場	0.77	S43.8.16	町告10号		0.77	S45.3.31
"	2・2・3	志賀公園	字志賀町	0.53	S45.5.1	町告4号		0.53	S46.3.31
"	2・2・4	小牛田駅前公園	北浦字太田	0.23	S47.7.12	町告10号		0.23	S48.7.1
"	2・2・5	北浦公園	北浦字二又	0.19	S43.8.16	建告2276号		0.19	S44.3.31
"	2・2・6	鶴頭公園	字西館	0.70	S47.4.15	建告2276号		0.70	S49.3.31
"	2・2・7	峯山公園	字峯山	0.65	S53.1.9	町告1号		0.65	S55.3.31
"	2・2・8	駅東1号公園	字小桜	0.10	H17.12.13	町告43号			
"	2・2・9	駅東2号公園	字小桜・新藤ヶ崎	0.83	H17.12.13	町告43号		0.83	H20.4.1
"	2・2・10	駅東3号公園	字学田	0.10	H17.12.13	町告43号			

④公共下水道

本町の公共下水道は、鳴瀬川流域関連公共下水道が都市計画区域を中心に計画されています。整備状況は以下のとおりです。

表 1 - 1 - 13 鳴瀬川流域関連公共下水道（美里町）

平成 20 年 3 月 31 日現在

全体計画面積	整備済面積	整 備 率	計画人口	処理区域人口	水洗便所設置 済み人口	水洗化率
544.3ha	224.07ha	41.17%	12,600 人	7,752 人	5,411 人	69.8%

⑤都市下水路

本町の都市下水路は管きょ延長 885mで計画決定され、821mが供用済みとなっています。

表 1 - 1 - 14 美里町都市下水路

平成 20 年 3 月 31 日現在

市町村名	下水道名	計 画 決 定			現 況		都市計画 決定
		集水面積	管きょ 延長	ポンプ場 の有無	管きょ延 長	ポンプ場 の有無	
美里町	山根掘	42.0ha	885m	無	821m	無	S50.11.5

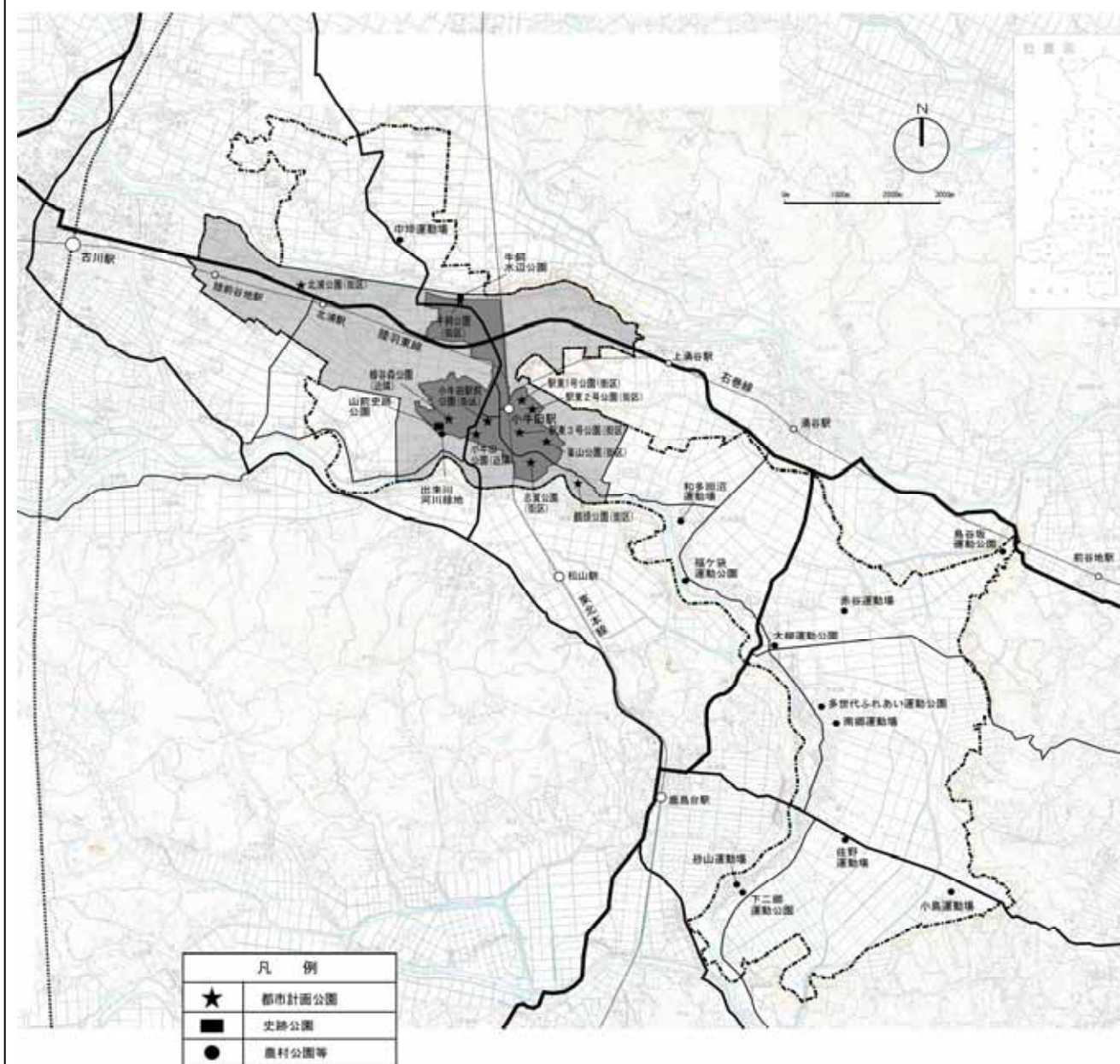


図 1 - 1 - 8 農村公園等分布図

(2) 住民の意向

住民アンケート調査結果（平成19年8月実施、町民1,000人対象、回収率87.7%）によると、本町住民が望む将来像は、「高齢者や障がい者に対する福祉施設が充実した福祉都市」、「住民、企業、行政が一体となって自然環境の保全に取り組む環境都市」、「勤め先となる工場が多く立地する工業都市」が上位となっています。高齢社会に対する福祉施策の展開と共に、自然環境の保全と就業環境を確保する工場の立地など、環境と調和した開発が望まれています。

まちづくりに関する自由意見では、町の活性化として「雇用の場の確」や「交通の要である小牛田駅周辺の整備」などの意見が多くを占め、福祉の充実、環境の保全、町の魅力のアピールなどの意見も目立ちました。こうした住民意見を尊重し、都市機能の充実と自然環境の保全を調和・融合させた魅力的で個性豊かな空間整備を、まちづくりの方向として考慮する必要があります。

◆調査概要

○調査期間

平成19年7月

○調査対象者

20歳以上の町内在住者1,000人を無作為抽出

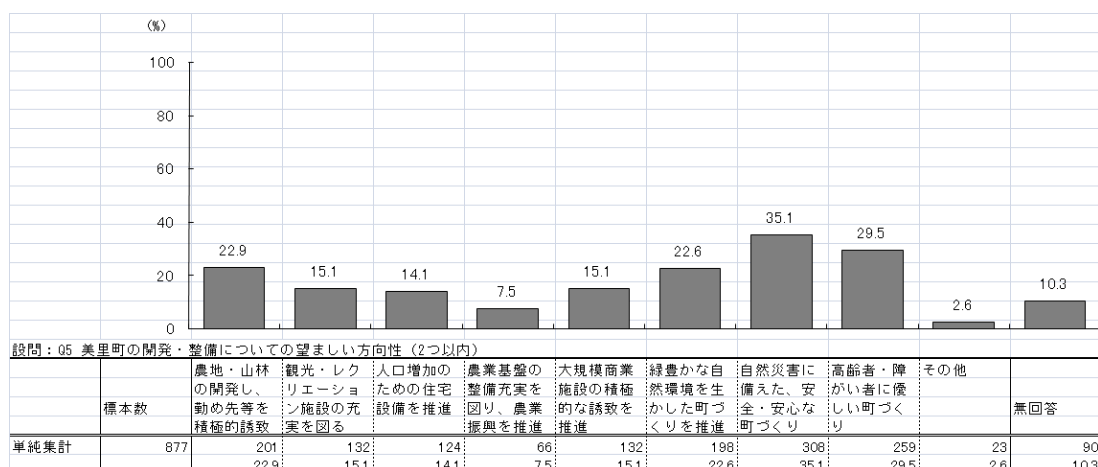
○調査方法

行政区長を通じた配布および回収

○回収率

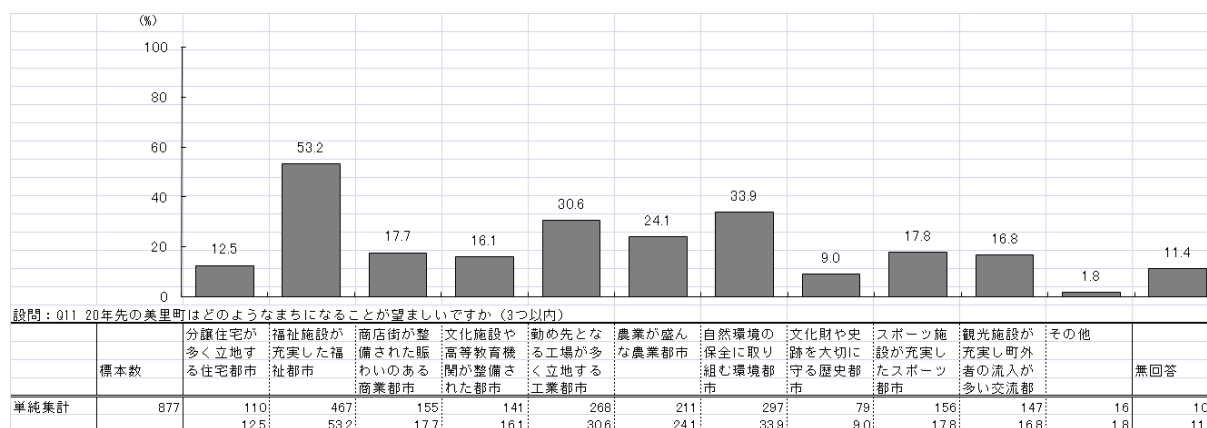
87.7%

【問】美里町の今後の開発・整備の方向性について



- ・本町の開発・整備の望ましい方法として最も多いのが、「自然災害に対する備えを充実させた、安全・安心なまちづくりを推進する」の35.1%であり、次いで「高齢者・障がい者に優しいバリアフリーなまちづくりを推進する」の29.5%、「農地や山林を開発し、勤め先となる工場などを積極的に誘致する」の22.9%、「農地や山林を可能な限り保全し、緑豊かな自然環境を活かしたまちづくりを推進する」の22.6%となっています。
- ・この結果から、安全・安心、高齢社会、企業誘致、自然環境の保全を意図したまちづくりの方向性が想定されます。

【問】美里町の望ましい将来都市象について



- ・本町の将来像については、「高齢者や障がい者に対する福祉施設が充実した福祉都市」、「住民、企業、行政が一体となって自然環境の保全に取り組む環境都市」、「勤め先となる工場が多く立地する工業都市」が上位です。
- ・高齢社会に対する福祉施策の展開と共に、自然環境の保全と就業環境を確保する工場の立地など、環境と調和した開発が望まれています。

◆まちづくりに関する自由意見の主な意見

- ・ 若者の定着を図るため雇用の確保（工場誘致、雇用の場の確保）
- ・ 活気ある町（交通の要である小牛田駅の周辺の活性化、交流の促進）
- ・ 福祉の充実（老人福祉施設、総合病院などの医療・福祉施設の充実）
- ・ 田園風景、河川環境の保全（環境の保全）
- ・ 公共・公益施設の積極的な活用（町外へのアピール）
- ・ 人材育成（若い世代のリーダーシップの発揮）
- ・ 交通利便性の活用（町内外の交通ネットワークの充実）

- ・ 若い人が美里町に残る為には、工場確保し、そこで仕事ができるようにした方が良いと思う。農業だけでは若い人はどんどん町外に出て行ってしまいます。若者が住める町作りをお願い致します。美里町で働く事が出来れば（工場）町の税収は増加し、個人の税金を増やす事をしなくても良い様にして欲しい。
- ・ 住民・行政が一体となって町づくりを行い、いつも活気ある町であってほしいと願います。そのための第一は経済の安定です。安心して働けるところが確保されなければなりません。第二は人をたいせつにする福祉の充実です。子供、高齢者への配慮を十分に行っていかなければなりません。第三は安全で安心できる環境作りです。景観などもしっかり整えていきたいと思っています。「見てくれ」ではなく、実質のある、生活基盤のしっかりとした町づくりを進めていけば、魅力ある町になっていくと思います。
- ・ 近隣町、市に続く道路が出来ない限り、発展は無いと思っている。福祉に力を入れても、そこにかかわる仕事がない若い人達からの税金も入ってこない訳ですから。お年より（私もそうですが）にやさしい町だけではなく、その根本となる若い世代に力をあげる町にしてこそ、福祉なのでは…。町をどうにかして、発展させて欲しいと思います。

・ 町内に人が集まる様にする事だと思います。大きな工場でも来て、町外から働く人が来れば帰りに買い物をして、町内の商店にも活気が出るようになると思います。働く所が無いので他町村に行って働くので、結局帰りにその町で買い物をしたりするので町内にはお金がおりなくなるんじゃないですか。とにかくこの町でお金を使う様にする事です。
・ 宮城県の中でも大崎地区で、農業（水田）が盛んな地区であり、この大切な事業および環境の保全を行うことが大切だと感じております。そのため、大規模商業施設や工業都市を開発するのではなく農業基盤の整備を拡大することが重要であり、自然環境を活かした町作りを推進していただきたいと思います。
・ 産業と生活環境がうまく調和し、食環境、住環境が安全で安心して生活出来る町であって欲しい。その為に産業基盤の整備とともに、教育、医療、福祉面などは住民の協力を得て、きめ細かい行政施策が必要と思われる。豊かな水田と水の風景が徴象するような住みやすく、安全な町になっていけたらと考える。
・ 遠田市、実現の夢。旧小牛田町・涌谷町・南郷町は合併協議会を設置し話がもたれたが合併直前、涌谷町の脱退で3町合併は消失した。今回涌谷町長選挙の立候補者が公約に合併を掲げていると新聞で報じられている。前回は色々問題があつての事だと思うが、もう一度遠田市誕生に向けて努力をすべきではないだろうか。駅東部開発・販売促進。鉄道各線の交差する利便性のある、小牛田駅裏に開発した大規模団地です。「ひばり園」「みさとの森」の老人ホーム・駅東地域・交流センター等々、将来保育所も建築が予定され団地に新しく住民が定住すれば、税収・経済効果・町の活性化が図られます。今迄、販売促進に努力されているが、町全体で取組んではどうだろう。
・ 今だに、旧小牛田、旧南郷の一体感は感じられない。1つの町になったという実感を持てるような行政を期待する。また、それは良い意味での実感であって、町が大きくなったことによるサービスの低下等であってはならないと思う。旧南郷に関して言えば、施設等のいわゆる“外側”はある程度整備されたが、“中身”を充実させるところまでです。全く手がつけられなかったように思う。文化的施設が皆無であった事からも、よくわかる。少子化という現実、1人1人の子供達の“内側”を充実させられるような、施設や取り組みが必要ではないかと考える。“内側”は即変化が目に見えるものではないが、そういう所こそ、お金をかけていかなければならないのではないか。
・ 現状…駅前の空地 有効活用出来ないのか。 ・ 小牛田駅前周辺の活性化 ・ 小牛田駅前の商店街、古川駅前のさびれた姿にはさせたくありません。 ・ 小牛田駅は乗り換え等で利用者も多い、もっと駅を整備すれば小牛田の印象も変わるのではないのでしょうか。 ・ 若者も働ける就業先や店なども増えればもう少し活気が出るのではないのでしょうか。 ・ 若者の働き場所を確保する為に、工場などを誘致してほしい。規模の大きい、ショッピングセンターを誘致してほしい。 ・ 町内に工場立地を進め働く場をより多くつくり他地区よりぜひ美里町に住みたいと思わせる町づくり。

- ・ 農業を基盤としながらも、ある程度勤め先となる工場があり、高齢者や障害者に対する福祉施設が整っている。
- ・ 将来は他町へ行かなくてもかかれる医療施設（婦人科、眼科がない）を、老人福祉等（どんどん高令化進む）安心の町に若者、老人と一緒に暮らせる町
- ・ 総合病院が有りましたらどんなにか、助かるか…。小牛田駅をもっともっと活気のあるようになると良いと思います。「観光農園」を行政と一対となり、他県からの来客を招き、美里町の美しい景観と共に楽しんでもらいたいです。
- ・ 先輩のつかさどって来た経験も結構ですが、これからの若い人達の、希望等も視野に取り入れてもらい、ハイビジョンを作っていただきたい。
- ・ 今後の美里町の方角性を考える上で、若い世代（20才～40才）のリーダーシップが必要であると思います。将来的に良い町作りにするためにも、若い人材を育成して、あらゆる面で、活動に参加できるような体勢を備えることが大事である。
- ・ 大規模商業施設を建て住民が町外に出ていなくても用事を済ませられる不便のない町づくりにして欲しい。
- ・ 電車、バスの便数を増やし、観光施設を充実し町外者の流入が多い交流都市にしてほしい。

1-2 上位計画における将来像

（1）美里町総合計画における将来像

美里町総合計画（計画期間：平成19年度から27年度（2007～2015年度）まで）では、目指すべきまちづくりの方向性として、「基本理念」、「将来像」、「目標人口」、「土地利用構想」を次のように定めています。

◆基本理念

一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり
～まちが人を支え、人がまちを支える～

◆将来像

人つどい、共に輝く、幸せと豊かさを実感できる町 美里町

生涯を通して学び楽しむまちづくり
健やかで安心なまちづくり
力強い産業がいきづくまちづくり
くらしやすさを実感できるまちづくり
自立をめざすまちづくり

◆目標人口 — 平成27年度（2015年3月31日）
27,000人

◆土地利用構想

①居住ゾーンの整備

小牛田駅周辺では、行政・文化・福祉・商業機能の充実、防災機能の向上と住環境の整備を進め、また、既に整備された小牛田駅東地区の「ゆとり～と小牛田」と南郷地域の「グリーンタウンなんごう」への人口の誘導を推進します。さらには、本町の一体的で健全な発展を図るため、「都市計画マスタープラン」を策定し、特に農用地との調整を図りながら、土地利用の適切な誘導及び計画的な都市施設の整備を進めます。

②農業ゾーンの維持

優良農用地の適切な 4 保全を努め、米や野菜、花きや果樹、畜産などの振興を図るとともに、自然・田園環境の保全と集落環境の整備、南郷地域の定住拠点の整備、観光との連携強化などを図ります。

③工業ゾーンの整備

工業の健全な発展が図られるよう、既存企業の振興を図るとともに、企業誘致を促進します。

④河川ゾーンの保全

江合川・成瀬川やその支流などの水辺景観や環境、防災機能の保全と向上を図るとともに、体験学習やレクリエーション利用の充実を図ります。



図 1 - 2 - 1 美里町総合計画における土地利用構想図

(2) 小牛田都市計画基本方針（平成 16 年 5 月 宮城県作成）

小牛田都市計画基本方針から抜粋した広域大崎圏における都市づくりの基本方向を以下に示します。

①広域大崎圏における都市づくりの基本方向

広域大崎圏は、県北西部に位置し、圏域内を流れる鳴瀬川や江合川の沖積による大崎耕土を利用した農業を基幹産業に発展してきた。また、東北新幹線や東北縦貫自動車道の高速交通体系と幹線道路や鉄道が結節する交通の要衝として、古川市を中心に商業や工業などの集積も進んできた。しかし近年は、一部の都市を除き人口が減少しており、市街地内には都市的な土地利用が進まない地区や道路、公園、下水道など基盤施設の整備が遅れている地区もみられる状況となっている。・・(省略)・・また、本圏域は、広域的な交通の結節点という恵まれた交通条件を有しており、これを活用できる市街地の整備を進めることにより、工業や流通業務などの振興を図ることが求められている。さらに、本圏域には、河川の水辺や森林の緑などの豊かな自然が広がっており、加えて、温泉や歴史・文化といった個性ある地域資源が数多く存在するなど、これらを保全、活用しながら地球規模での環境保全や環境負荷の軽減に対応した都市づくりを進めるとともに、観光の振興や快適な生活環境の形成を図ることも求められている。このような認識のもと、広域大崎圏では、以下の3つを都市づくりの基本方向とし、これらに基づきながら圏域の整備、開発及び保全を推進する。

○ 県北西部の発展を牽引する中核都市圏の形成

本圏域と広域石巻圏、山形県とを結ぶ石巻市、古川市及び新庄市間の地域連携軸を視野に入れた広域連携の強化を図る。

○ 産業、歴史・文化の集積や交通基盤を活かした産業の振興

住民の身近な生活中心となる各都市の中心部において、既存の商業集積や歴史・文化資源を活用して商業の活性化を図る。また、鳴瀬川や江合川、栗駒・船形連峰などの自然資源や鳴子の温泉資源、有備館やバッハホール、涌谷町城山公園などの歴史・文化資源を保全し、活用することにより、観光の振興を図る。さらに、自然環境や生活環境との調和に配慮しながら、雇用の拡大と圏域の発展に向けて、工業生産規模の維持、拡大を図るとともに、広域的な交通の結節点となっている立地条件を活かして工業及び流通業務の立地を促進する。

○ ゆとりと安らぎのある生活環境の形成

豊かな自然環境を保全しながら、化女沼公園や新世紀公園、鳴瀬川中新田緑地など住民が身近に自然にふれあえる場となる都市公園の維持、整備を進めるとともに、鉄道の利便性を活かした小牛田駅東部土地地区画整理事業や水害につよい都市づくりのための国道346号（鹿島台バイパス）など良好な市街地や道路の整備を進め、ゆとりと安らぎのある生活環境の形成を図る。

1-3 まちづくりの理念と将来像

大崎地区の中心都市である大崎市に接し、鉄道、国道で県都仙台市、県下第二位の人口を有する石巻市とアクセスする本町は、交通結節点として発展した旧小牛田町と豊かな水田地帯からなる旧南郷町を母体とする町です。そのため、農業基盤整備を進めつつ小牛田駅周辺の都市的整備を推進する都市計画区域を持つ旧小牛田町に対し、旧南郷町は優良農地の整備を基盤として農村集落整備を推進してきました。こうしたまちづくりの経緯を持つ二つの町が合併してできた本町は、これまでの旧町のまちづくりの経緯を尊重しながら、旧町の特質を生かした都市的魅力と農村の魅力が調和するまちづくり推進します。

本町の人口は昭和 30 年をピークに減少と増加を経て、昭和 60 年以降は減少が続いています。そのため、人口減少に歯止めをかけるためにも雇用の場の確保が強く求められています。大和町、大衡村に相次いで日本を代表する企業の進出が決定したことから、この企業立地によるインパクトを就業環境の改善、地域活性化等に生かす取り組みを行います。

また、小牛田駅周辺の用途地域内については、都市計画道路や下水道などの都市施設整備を進め、中心市街地としての活気や居住環境の向上を図ります。

一方、本町は鳴瀬川、江合川の沖積地からなり、整備された田園空間が広がっています。この整備された田園空間を基盤として、豊かな農村景観や屋敷林、さらには町の産業と農村文化をPRする住民総参加によるイベントや伝統ある祭りなどが本町の財産となっています。これは、住民の多くが本町の誇れるものとして認識しています。

住民アンケート調査結果からは、本町の将来像として、

- ① 「高齢者や障がい者に対する福祉施設が充実した福祉都市」
- ② 「住民、企業、行政が一体となって自然環境の保全に取り組む環境都市」
- ③ 「勤め先となる工場が多く立地する工業都市」

を上位に挙げています。

こうした本町を取り巻く社会・経済環境や住民の意向から、本町のまちづくりを考えるための基本とすべき認識は、次のとおりです。

◆まちづくりを考えるための基本とすべき認識

- 都市発展の新たなステップアップの時期を迎えている
- 日々の営みが与える自然環境への影響に対する意識が大きくなっている
- 多様な人々の交流が進み、年齢のバリアが解消されたまちの実現が望まれている

この認識に立ち、本町のまちづくりの課題として、次の6点が挙げられます。

- ① 富県宮城の実現に向けた本町施策の集中
- ② 小牛田駅周辺を中心としたにぎわいと魅力ある都市空間の形成
- ③ 環境を阻害する無秩序な開発の抑制
- ④ 自然環境と調和する景観形成
- ⑤ 少子・高齢化に対応した都市機能の充実
- ⑥ 様々な交流を促進する公園、文化施設等の充実

そこで「まちづくりを考えるための基本とすべき認識」、「まちづくりの課題」、さらには美里町総合計画など上位計画から、本町のまちづくりの理念と将来都市像とまちづくりを次のように設定します。

◆まちづくりの理念

**豊かな自然環境や地域資源を大切にし、
将来に渡って安心できる心豊かな暮らしの実現**

◆将来像

都市と農村が共存し、安全で快適な生活空間を創造するまち

1-4 まちづくりの目標

① 企業誘致による雇用の場が確保された定住促進を図るまちづくり

- 企業誘致施策については、新たな就業の場の確保、町民所得の向上、税収の確保、企業・人材の集積による既存企業の活性化等、本町の経済社会の発展に不可欠な要素であるとともに、住民アンケートにおいても「勤め先となる工場が多く立地する工業都市」が上位に挙げられる調査結果が出されています。一方で、宮城県においても県内総生産を10兆円にすることを目標に掲げた「宮城の将来ビジョン」を平成19年3月に策定したところです。本町では、富県宮城の実現に向けた取り組みとの連携を図りながら、企業誘致施策を積極的に推進し、就業機会の拡大と雇用の安定、定住の促進をめざします。

② 計画的な都市整備を推進するまちづくり

- 農用地が約7割を占める本町では、優良農地を保全しながらも古くから小牛田駅周辺の整備を進め、駅周辺では都市規模に応じた道路が確保されています。最近では、大崎地方拠点都市地域の構成町として、小牛田駅東部土地地区画整理事業などの計画的な都市整備を進めてきました。今後は、駅周辺に残る空き地の有効活用を図り小牛田駅周辺の都市機能の集積を一層推進するなど、中心市街地の計画的な都市整備を進めます。一方、市街地内においては、主要な生活道路の整備などによる居住環境の向上をめざし、市街地周辺では優良農地の保全を第一とした農村集落と農地との調和を図った整備を推進します。

③ 交流の促進による活気あるまちづくり

- 本町の拠点となる小牛田駅周辺を町の中心拠点として、賑わいと活気があり、住民のコミュニケーションが育まれる都市空間の創出をめざします。また、町内には文化会館、保健福祉施設、図書館などが整備され、住民の交流場所になっています。さらに、町内で開催されるまつりやイベントも多く、住民だけでなく町外からも毎年多くの人たちが訪れています。こうした施設やイベント等を活用し本町を広く町外にPRするとともに、住民同士だけでなく他地域との交流を進め、賑わいのあるまちづくりをめざします。

④ 豊かな自然環境を生かした美しいまちづくり

- 本町を流れる鳴瀬川と江合川は、両河川ともサケが遡上し、鳴瀬川は白鳥の飛来地となっているなど、豊かな河川環境を有する河川です。さらに、河川敷を利用した広場や自然堤防上の公園、全長約15kmのサイクリングロードなども整備され、豊かな河川環境が活かされた住民憩いの場となっています。さらに、両河川に挟まれた本町の水田はほぼ全域で圃場整備が行われ、大区画化された水田による美しい田園風景が広がり、本町の気候風土に根付いた屋敷林とともに農村としての大きな魅力となっています。一方、市街地内の丘陵地では雑木林を公園として整備し、桜の名所となっています。こうした豊かな河川環境や丘陵地の公園、さらには住民の生活を通して整備されてきた田園風景

や屋敷林などの景観を保全し、美しいまちづくりをめざします。

⑤ **交通利便性の高さを生かしたまちづくり**

- 本町は JR 東北本線、陸羽東線、石巻線が結節する小牛田駅が立地し、東北自動車道古川 IC と町内を結ぶ国道 108 号が町内北部を東西に横断するなど、仙台市や大崎市、石巻市とのアクセス性は高く、交通の要所としての高いポテンシャルを持っています。近年国道 108 号のバイパスが完成し、その利便性は一層増加しましたが、一部区間においては渋滞の発生がみられることから、更なる道路整備を推進し、居住環境、企業の操業環境の充実をめざします。さらに、部分的に整備が完了した道路を活用し、ネットワーク化を図り、新たな幹線道路の整備を推進します。一方、町内では集落をすみずみまで回る住民バスが運行されているなど、町内および町外への移動手段にめぐまれていることから、高齢者や障がい者、子供などの交通手段を持たない人に対する利便性の高い交通体系の整備をめざします。

⑥ **教育環境が充実し若い世代がリーダーシップを発揮するまちづくり**

- 子育て世代の定住化を図るため、幼稚園と保育園との連携・融合の推進の検討など、多様化する保育ニーズへの対応を推進し、若い世代が安心して暮らせるまちづくりをめざします。さらに、若い世代がまちに愛着と誇りを持てるよう、まちづくりへの参加を進めていきます。そのため、積極的な情報の公開と共有を通じて、まちづくりに対する意識の向上を図るとともに、活動への参加や人材育成の仕組みづくり、まちづくりの計画やルールについて話し合う機会の提供など、若い世代がリーダーシップを発揮できるまちづくりをめざします。

⑦ **安全でやさしく、便利なまちづくり**

- 子どもや高齢者、障がい者はもとより、観光客や外国人など、だれもが安心して暮らし、快適に活動ができ、都市サービスを利用できるよう、安全でやさしく、便利な都市基盤の整備を推進します。
- 近い将来予測されている宮城県沖地震（2007 年 1 月 1 日から 10 年以内での発生確率は 60%程度、30 年以内では 99%：地震調査研究推進本部より）に対し、平成 15 年の宮城県北部連続地震で堤防のり面崩壊、陥没などの被害を受けた経験のある本町では、こうした災害に対する対応を推進し、安全なまちづくりをめざします。

2. 将来の都市構造

2-1 将来都市構造の基本的な考え方

将来の都市構造を考えるに当たっては、都市の現状や都市を取り巻く環境を踏まえたうえで、将来の土地利用や骨格となる交通網、主要な都市機能などの基本的な方向付けを行うことが必要です。また、この基本的な考え方は、分野別のまちづくりの方針や地域別のまちづくりの方針の基礎となります。

本町の都市構造は、鳴瀬川と江合川に挟まれた平地部において都市活動や農業生産活動が行われています。鳴瀬川と江合川に平行して周辺市町村を結ぶ幹線道路が整備され、県内を東西、南北方向に結ぶ鉄道の結節点という交通利便性を活かし、駅周辺に市街地が形成されてきました。

こうした構造は、本町の地形条件に沿って形成されてきたものであり、長い歴史の中で育まれてきた集落形成や農地開発も、これらの地形条件を背景にしています。したがって、本町の将来都市構造を考えるにあたっては、下記に示す各ゾーンの特性を発揮できるよう整備・開発・保全するとともに、町内のネットワークや周辺市町村との連携を図る「交通軸」の整備を充実し、各ゾーンが交通軸と連携が図れることを基本とします。

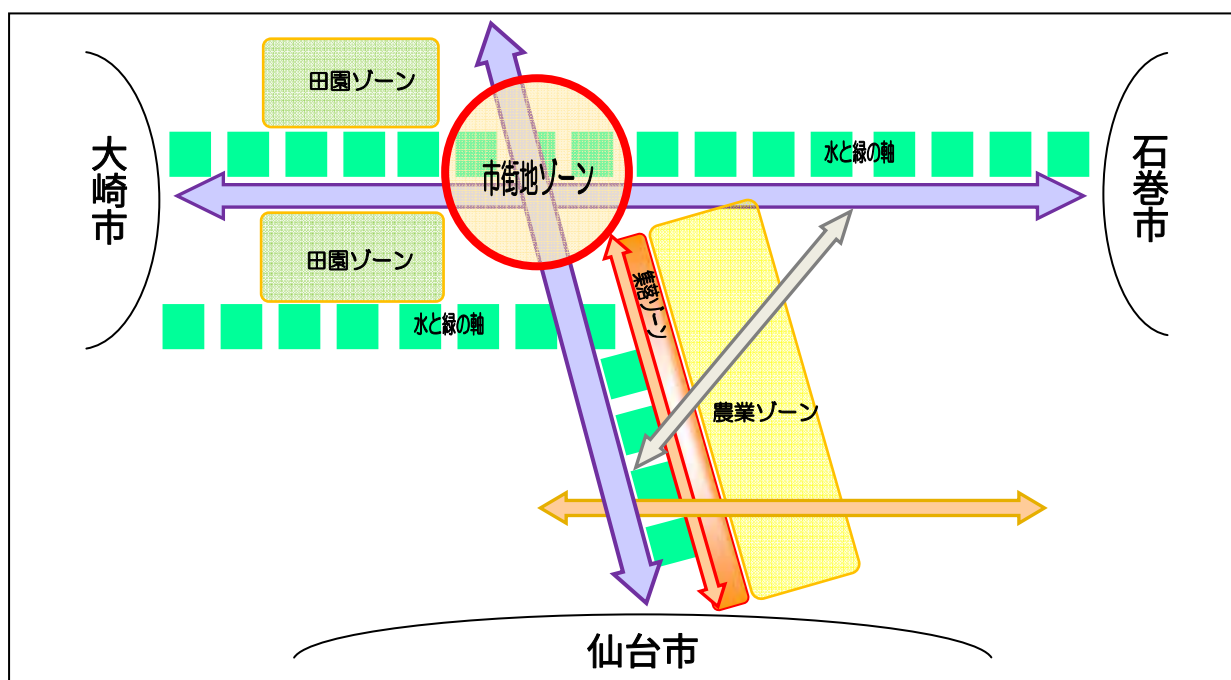


図2-1-1 都市の骨格イメージ

生産活動エリア (市街地ゾーン、集落ゾーン、農業・田園ゾーン)	都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、多様な生産や活動が行うことができる範囲
	水と緑の軸
  	将来にわたって豊かな自然環境を保全する軸
都市・交通軸	地域や拠点などを結ぶ連続する空間

2-2 都市構造の構成要素

都市構造を構成する主要な要素を、次のように設定します。

(1) 生産・活動エリア

構成要素	概要
市街地ゾーン	既成市街地で今後とも良好な市街地形成を図る地域および計画的な市街化を検討する地域
田園ゾーン	優良農地の中に集落が形成された地域であり、お互いの環境の維持に努めながら、優良農地の保全と居住環境の整備を図る地域
農業ゾーン	優良農地を保全していく地域
市街地地区	用途地域が指定された地域であり、用途地域を基本とした土地利用を誘導し、良好な市街地形成を図る地域
沿道農村集落地区	背後に広がる優良農地の保全を図りながら、県道沿いに形成された農村集落の居住環境の整備を図る地域
商業・業務拠点	本町の商業、業務機能が集積する中心市街地としての機能充実を図る地域
多機能集積拠点	機能集積の利点を今後とも活用する地域
新住宅地拠点	計画的に整備され、良好な居住環境による多世代共生の新住宅地の形成を図る地域
産業形成拠点	今後の雇用確保、地域産業の振興を図るために企業誘致を検討する候補地の中心拠点

(2) 自然環境保全エリア

構成要素	概要
水と緑の軸	本町の緑の骨格を形成する鳴瀬川、江合川
緑の拠点	市街地ゾーンの中の緑の拠点となる公園、神社の緑

(3) 交通軸

構成要素	概要
広域都市軸 (東西軸、南北軸)	広域的な交通流動を受け持つ道路、鉄道
幹線道路 (主要地方道、一般県道)	町内の日常生活に密着した交通流動を受け持つ道路

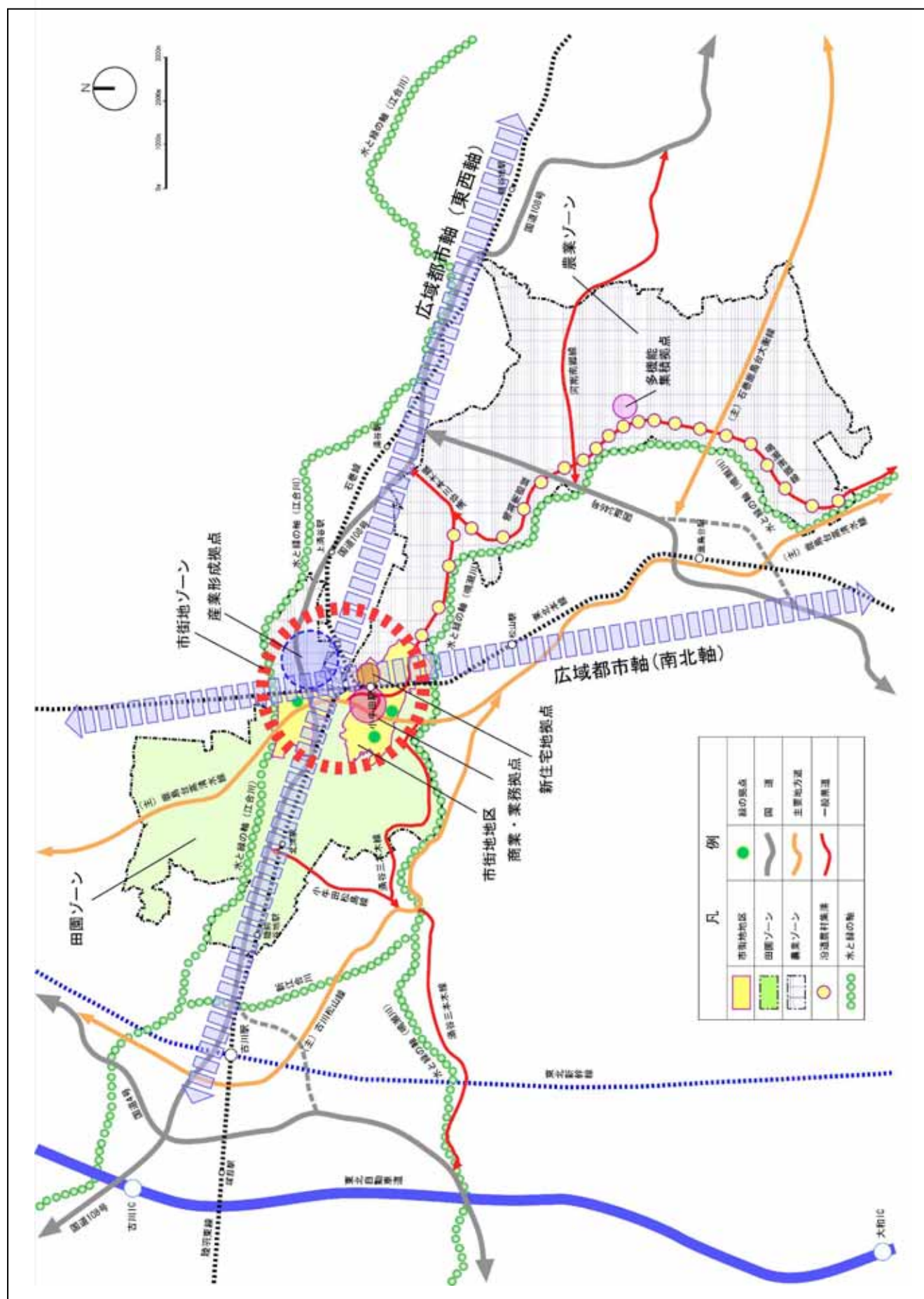


図 2-2-1 将来都市構造図

● 美里町総合計画

◆基本理念

一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり

～まちが人を支え、人がまちを支える～

◆将来像

人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町 美里町

生涯を通して学び楽しめるまちづくり

健やかで安心なまちづくり

力強い産業がいきづくまちづくり

くらしやすさを実感できるまちづくり

自立をめざすまちづく

● 小牛田都市計画基本方針

<将来像>

夢と安心がともにある田園都市の形成

<都市づくりの基本理念>

- 鉄道の利便性を活かした安心してくらす生活環境の整備
- 商業や工業など地域産業の振興、活性化
- 水辺など優れた自然環境の保全

● まちづくりの課題

- ① 富県宮城の実現に向けた本町施策の集中
- ② 小牛田駅周辺を中心としたにぎわいと魅力ある都市空間の形成
- ③ 環境を阻害する無秩序な開発の抑制
- ④ 少子・高齢化に対応した都市機能の充実
- ⑤ 様々な交流を促進する公園、文化施設等の充実
- ⑥ 自然環境と調和する景観形成

● 町民アンケート

まちづくりのキーワード

- ・ 若者の定着を図るため雇用の確保
(工場誘致、雇用の場の確保)
- ・ 活気ある町
(交通の要である小牛田駅の周辺の活性化、交流の促進)
- ・ 福祉の充実
(老人福祉施設、総合病院などの医療・福祉施設の充実)
- ・ 田園風景、河川環境の保全
(環境の保全)
- ・ 公共・公益施設の積極的な活用
(町外へのアピール)
- ・ 人材育成
(若い世代のリーダーシップの発揮)
- ・ 交通利便性の活用
(町内外の交通ネットワークの充実)

● 美里町都市計画マスタープラン

◆まちづくりの理念

豊かな自然環境や地域資源を大切に、将来に渡って安心できる心豊かな暮らしの実現

◆将来像

都市と農村が共存し、安全で快適な生活空間を創造するまち

● 重点事業、プロジェクト

- 公共下水道事業
- 鳴瀬川中流部緊急対策特定区間整備事業
- 防災行政無線施設整備事業
- 小牛田地域美里町立幼稚園再編事業
- 古川東バイパス整備事業
- 主要地方道鹿島台高清水線
姥ヶ沢工区道路改良事業
- 工業団地整備事業

● まちづくりの目標

企業誘致による雇用の場が確保された定住促進を図るまちづくり

計画的な都市整備を推進するまちづくり

交流の促進による活気あるまちづくり

豊かな自然環境を生かした美しいまちづくり

交通利便性の高さを生かしたまちづくり

若い世代がリーダーシップを発揮するまちづくり

安全でやさしく、便利なまちづくり

● 都市づくりの方針

- (1) 土地利用
- (2) 都市施設
 - 交通施設の方針
 - 公園・緑地の方針
 - 下水道及び河川の方針
 - その他の都市施設の方針
- (3) 都市環境
 - 都市環境形成の方針
 - 都市景観形成の方針
 - 都市防災の方針
- (4) 市街地の整備
- (5) 住民参加の都市づくりの推進

将来都市構造

3. まちづくりの方針

まちづくりの方針は、「まちづくりの目標」や「将来都市構造」を実現するために必要な都市計画の分野ごとの取り組みに関する方針です。

ここでは、まちづくり推進の基本となる土地利用や都市施設、都市環境、市街地整備などの基本方針や目標、整備方針などを定めます。

3-1 土地利用

(1) 基本方針

- ・ 本町は、2本の河川によって作られた田園地域と、鉄道・道路が交差する交通結節点としてのポテンシャルを生かして発展してきた小牛田駅周辺の市街地地域に大きく区分されます。そのため、農村空間と都市空間が互いに良好な関係を維持し、かつそれぞれの特徴を生かしながら調和が図られた利用を基本とします。
- ・ 市街地及び市街地周辺については、計画的な土地利用を進め、生活環境の維持向上、地域産業の振興発展を図ります。
- ・ 土地利用の骨格となる河川と田園空間の保全に努め、その環境の維持を図ります。

(2) 誘導・整備の方針

1) 市街地

- ・ 市街地として規定する範囲は、用途地域指定区域を基本とします。
- ・ 合理的な土地利用の促進や市街地の環境整備、都市機能の向上を目的に、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進します。
- ・ 市街地の拡大については、用途地域に隣接する既存市街地と一体的な土地利用が確保できる区域を設定し、無秩序な拡大を防止しつつ、まとまりある都市空間の形成と自然環境の保全を図ります。
- ・ 企業誘致の中心拠点としての検討など、新たな都市整備のインパクトに備える新市街地については、高速交通体系の利用が可能となる国道108号沿道を第一に、地域環境の保全に配慮しつつ、計画的に推進します。

2) 市街地周辺

- ・ 市街地及び計画的な市街地整備区域周辺に広がる生産性の高い優良農地については、積極的に田園環境の保全・確保を図ります。
- ・ 農用地の維持・保全については、農業基盤事業などによるハード整備とともに、農業経営基盤強化促進法の改正を踏まえた措置の活用など、ソフト整備も含め、総合的に進めます。

- ・ 鳴瀬川については、災害防止のための堤防の嵩上げ、拡幅などの堤防強化を図る河川改修事業を推進するとともに、江合川とともに河川緑地などの河川敷・水面の多面的な利用および親水性の向上を図ります。

(3) 市街地の主要用途の配置方針

1) 住宅地

- ・ 小牛田駅東部土地区画整理事業により計画的に整備された住宅団地については、良好な住宅地環境の維持・向上を図るため、低層住宅地として配置します。
- ・ 小牛田駅東部土地区画整理事業地南側の市街地については、小牛田駅東部土地区画整理事業地内の住宅団地とともに現在の良好な住環境を維持し、住環境の調和を図った一定規模の店舗等や小中学校の立地を許容する低中層住宅地として配置します。
- ・ 江合川と国道 108 号に挟まれた地域の内、山神社、産声の道、牛飼公園を含む北東部は、歴史を感じさせる落ち着いた街並みを今後とも維持し、住宅と商店が調和する住宅地として配置します。また、地区の南西部及び小牛田駅西側の駅前商業地区を除く区域については、都市計画道路の見直しを含めた道路整備を進め、狭あい道路の解消など、一般住宅地としての居住環境の向上を図っていきます。
- ・ 国道 108 号、JR 東北本線を北端、東端とし、主要地方道鹿島台高清水線周辺の区域は、幹線道路の機能を生かした住宅、商業、工業施設の複合利用を誘導する住商工複合地を配置します。

2) 商業地

- ・ 小牛田駅西側は、都市計画道路の整備により駅前広場や駅前大通りが完成し、小牛田駅前公園や自転車駐輪場の設置など、一定水準の都市基盤整備が確保されています。また、駅前から約 500m の位置には大型店舗も立地しています。今後は、駅前商店街と大型店舗との連携を図り、更なる集客力アップによる商業地としての魅力向上に努めるとともに、歩行空間が充実した回遊性のある空間を創出します。
- ・ 小牛田郵便局に隣接する空き地の活用については、様々な視点での検討を行い、魅力ある市街地づくりに寄与する施設配置計画とします。

3) 工業地

- ・ 都市計画道路山の神線東側に化学肥料の製造会社が立地しています。今後とも、周辺環境との調和を図りながら、市街地内の工業生産活動の拠点として位置づけ、良好な工業地としての環境を保持します。

4) 公共公益サービス拠点

- ・ 役場、近代文学館（図書館）、文化会館、公民館周辺を本町の公共公益サービス拠点として位置づけ、施設が持つ機能をより一層の発揮させる取り組みを推進し、住民の利用増進を図ることで生活の質の向上を図ります。
- ・ 市街地内には小、中学校が各 2 校（小牛田小・中、不動堂小・中）、高等学校が 1 校（小牛田農林）立地し、この他健康福祉センター（さるびあ館）が小牛田農林高校の北側に位置しています。こうした場所では、住民が安全に集まることができる施設となるよう、周辺道路の整備などを進めます。

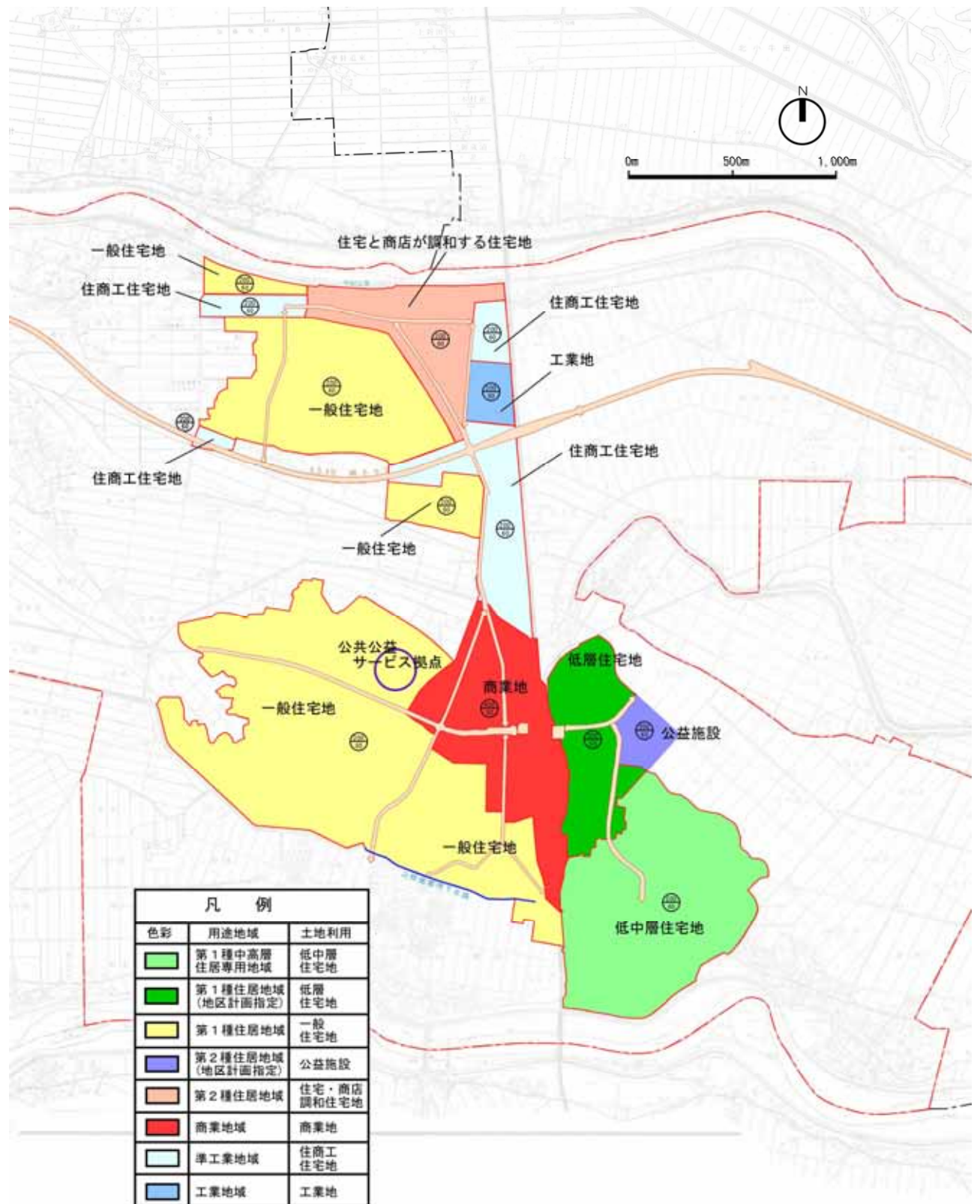


図 3 - 1 - 1 市街地の主要用途の配置方針

(4) 市街地周辺の土地利用の方針

1) 優良な農地として保全すべき区域

- ・ 土地基盤整備事業が完了している地区については、優良農地として保全を図ります。

2) 多機能集積拠点

- ・ 南郷庁舎周辺は、南郷病院、南郷小・中学校、なんごう保育園・幼稚園、でんえん土田畑村などの様々な施設が立地し、南郷地域の拠点を形成しています。そのため、この地区を多機能集積拠点として位置づけ、施設間の連携を強化し、住民にとって利用しやすい公共公益サービス施設の集積地として、そのポテンシャルの向上を進めます。

3) 企業誘致を積極的に推進する区域

- ・ JR 東北本線東側の国道 108 号沿道については、鉄鋼・建材製造工場、コンクリート 2 次製品製造工場が立地しています。この隣接区域は、国道 108 号のトラフィック機能^{*}や高速交通体系のネットワーク上の利点が生かせることなどから、平成 19 年 12 月策定の「美里町企業誘致等行動計画」で企業立地候補地として選定されています。この地区については、今後の企業立地の動向を見据えたうえで、用途地域指定の検討を行います。
- ・ また、「美里町企業誘致等行動計画」では、上記以外に 9 か所の立地候補地を選定しているため、周辺土地利用との調整を図りつつ、都市的土地利用への活用を図ります。
- ・ 交通の要衝としての本町の地理的条件を活かし、環境に配慮した高付加価値・多機能型物流拠点の形成を進めます。

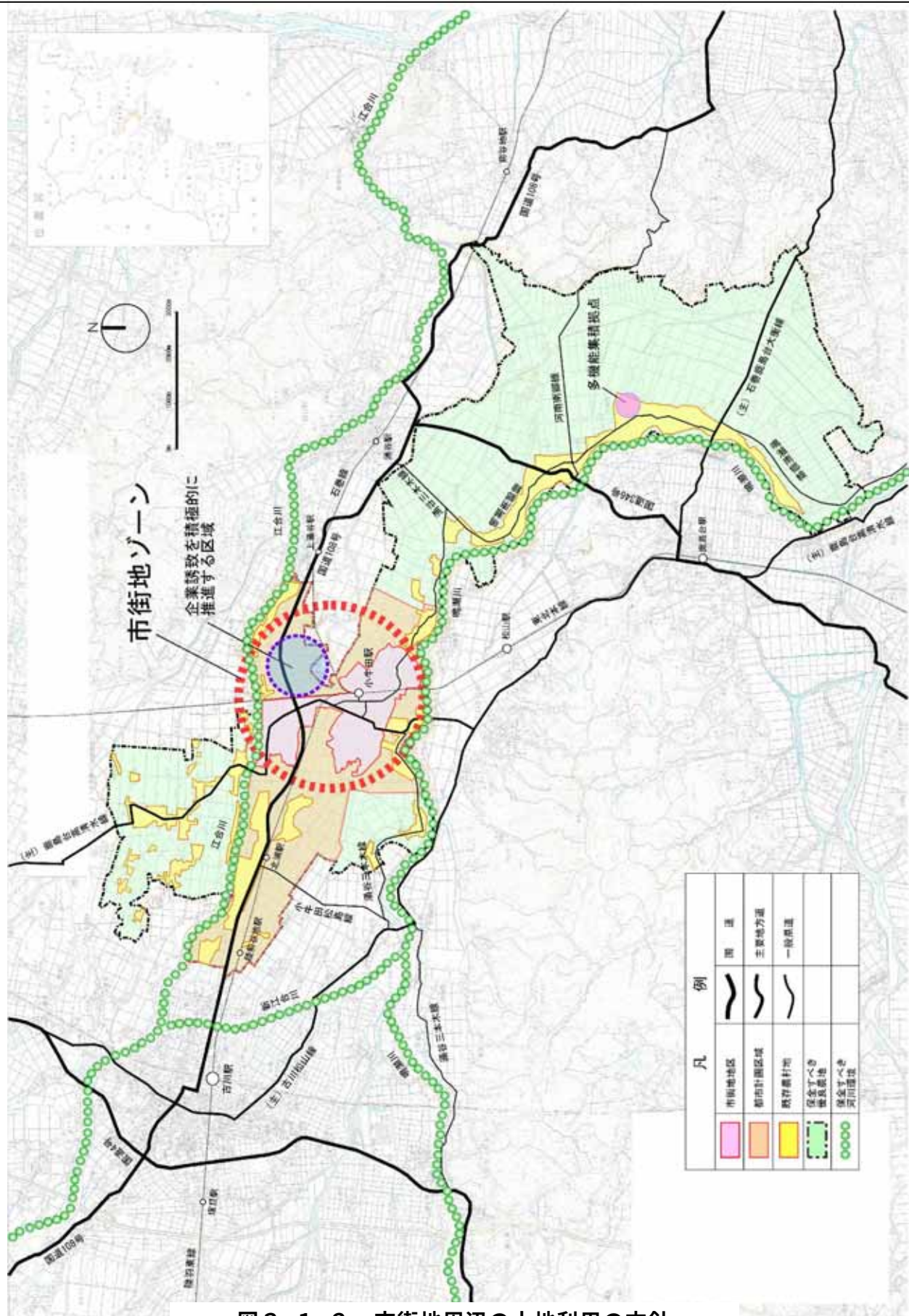
4) 既存集落及びその周辺農用地を含む区域

- ・ 集落地域については、居住環境と営農条件が調和した適正な土地利用の実現に努めるとともに、生活排水処理の推進による河川の浄化や農業生産の安全性確保を進めます。

5) 河川環境を保全・活用する区域

- ・ 本町の南北を挟んで流れる鳴瀬川、江合川の二本の河川については、河川緑地の保全を図るなどの自然環境保全機能の維持を図るとともに、河川敷・水際の多面的な利用及び住民の親水性の向上を図ります。合わせて、水害の防止を図るため、鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業などの河川改修事業を推進します。

^{*} トラフィック機能：走行速度、走行快適性などの車両の走行空間としての交通機能のこと。これに対し、沿道建物への出入りと歩行者空間としての交通機能をアクセス機能と言う。



3-2 都市施設

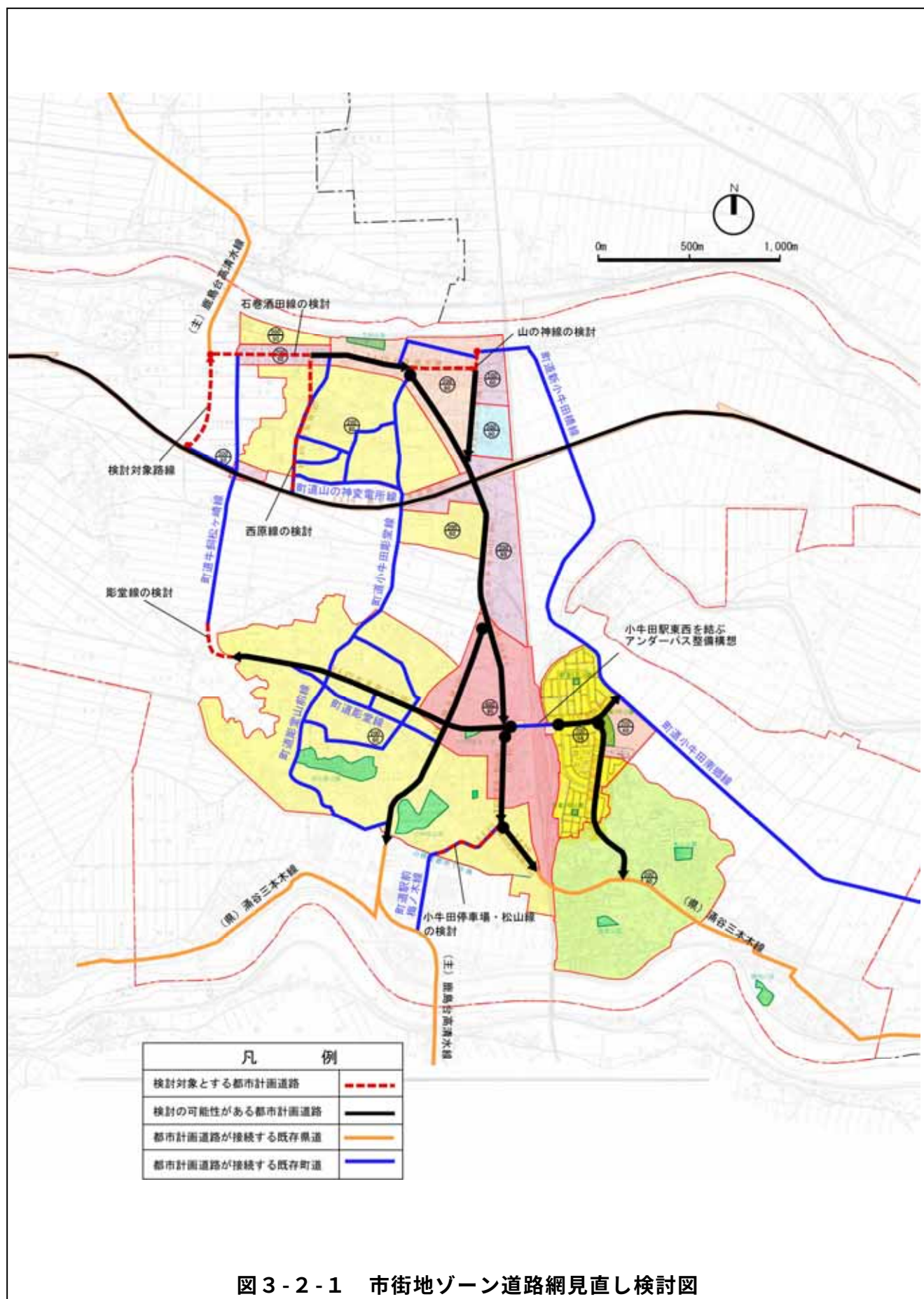
(1) 基本方針

- ・ 都市施設とは、道路・公園・下水道など機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要不可欠な公共施設であり、都市形成の骨格を成すものです。そのため、都市を活性化し、人々が住みやすく、活動しやすい空間づくりを目指し快適性、安全性に配慮しつつ、計画的な整備を推進します。
- ・ 整備に当たっては、優先順位を明確にした上で、継続的、計画的に進めます。また、土地利用、交通などの現状及び将来の見通しを考慮するとともに、自然環境への負荷の低減やバリアフリー化などに配慮し、適切な規模で必要な位置に効果的に整備を図ります。

3-2-1 交通施設の方針

1) 道路網形成の方針

- ・ 将来に向けた地域発展には、広域的な機能分担と連携が基本であり、周辺市町村との連携強化や拠点とのアクセス性の確保、渋滞のないスムーズな交通流動の確保などの広域交通網の充実は重要となっています。宮城県の広域交通網は、東北縦貫自動車道や国道4号の南北軸を背骨として、内陸部と沿岸部、山形県にアクセスする数本の東西軸により構成されています。本町においても、本県の広域交通網を視野に入れた体系的な道路整備を促進します。
- ・ 昭和38年に計画決定され、未整備のまま現在に至っている都市計画道路については、現在の土地利用状況を踏まえながら見直しを行います。また、東北本線による地域分断要素の解消を図り、道路網形成の要となる駅東西を結ぶ動線確保の取組みを継続して進めていきます。
- ・ 自然発生的に住宅地となった地区については、住環境の改善や防災上の危険箇所の解消に貢献する主要な生活道路を定め、その整備を推進します。
- ・ 中心市街内を安全、かつ快適に歩くことのできる交通環境を整え、歩けるまちづくりを推進します。
- ・ 高齢社会においても、誰もが快適にまちに出て活発な都市活動を行うことができるよう、身近な生活道路の安全性、快適性を高めるとともに、公共交通の利便性の向上を図ります。



2) 整備方針

- ・道路網については、広域的なネットワークを形成するとともに、都市内交通を円滑に処理するため、交通量への対応を勘案し、機能に応じた段階的・体系的な道路網の形成を図ります。
- ・本町の都市活動を担う主要な道路は、国道 108 号、主要地方道鹿島台高清水線（以下、（主）鹿島台高清水線という）、一般県道涌谷三本木線（以下、（県）涌谷三本木線という）及び（県）鳴瀬南郷線であり、これらの骨格道路とこれを補完する主要生活道路を配置します。主要生活道路は、地区内の交通の中心となる道路で、地区の施設を連絡し、通勤や通学、買い物など日常生活に密着した道路網の形成を図ります。

① 広域幹線道路

- ・酒田と石巻を結ぶ地域高規格道路の新庄酒田道路（計画路線）、石巻新庄道路（候補路線）となる国道 108 号と仙台圏にアクセスする国道 346 号を広域交通軸と位置づけ、都市活動を支え、地域間交流を活発にする広域幹線道路にふさわしい道路整備を促進します。
- ・町内を通過する国道 108 号のうち、JR 北浦駅東側から陸前谷内駅付近までは片側 1 車線の道路でありながら都市計画道路未設定区間となっています。通勤時間帯には渋滞が発生する要整備区間であることから、広域幹線道路にふさわしいバイパス化を検討します。

② 幹線道路

- ・周辺市町村を結び、道路沿線に集落を形成する（主）鹿島台高清水線、（主）石巻鹿島台大衡線、（県）涌谷三本木線、（県）鳴瀬南郷線、（県）河南南郷線、（県）小牛田松島線を幹線道路として位置づけ、広域的幹線道路を補完するとともに、交通量を踏まえた車両・歩行者双方の安全対策を推進します。
- ・また、新たな幹線道路として国道 108 号から三陸縦貫自動車道へのアクセス道路となる（県）涌谷三本木線、（県）鳴瀬南郷線の東側を通るバイパス道路を位置づけ、幹線道路のネットワークの強化を図ります。

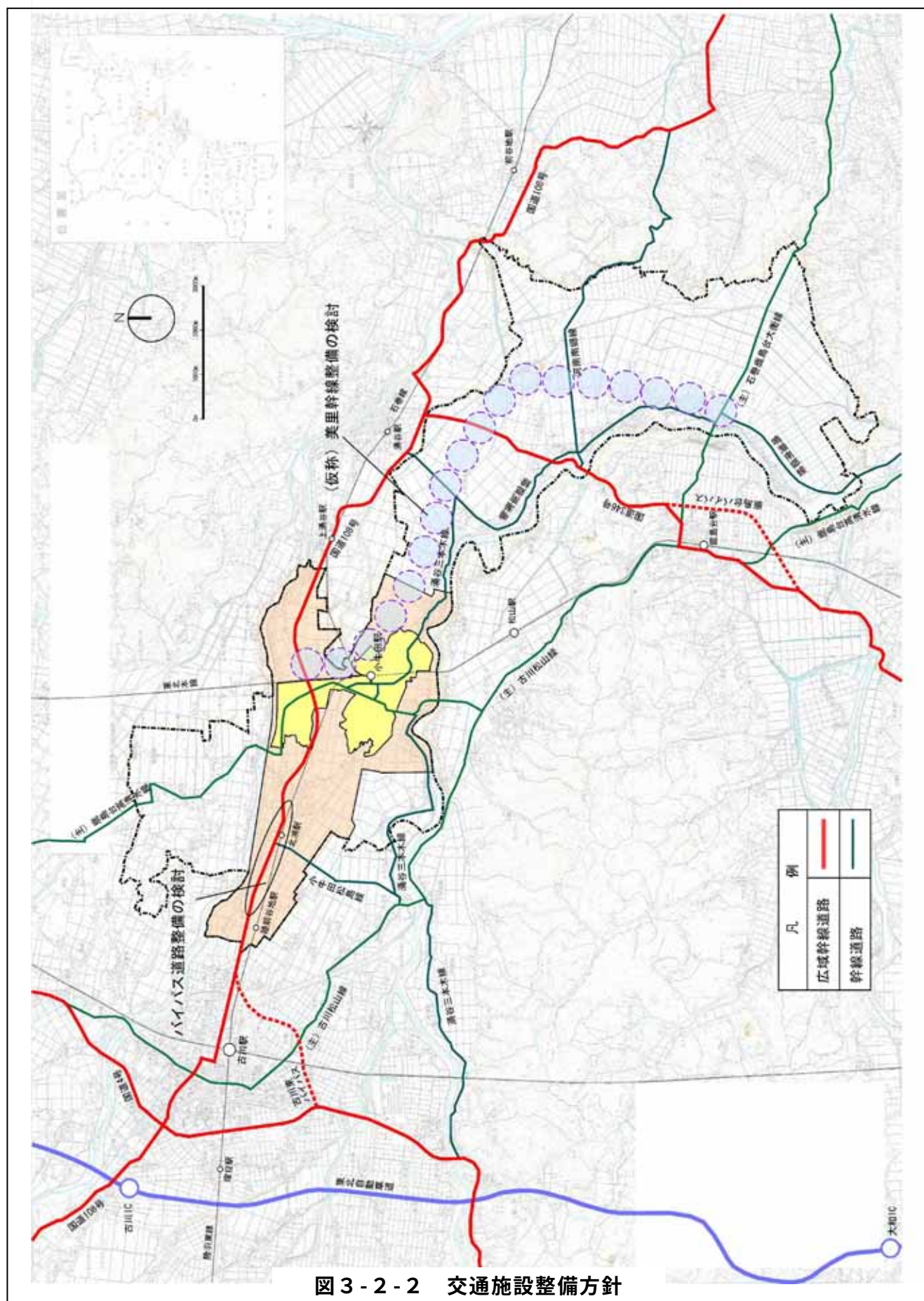
③ 主要生活道路

- ・地区内の交通の中心となる町道等を主要生活道路に位置づけます。主要生活道路は、集落と広域幹線道路、幹線道路を結びつける道路や街区の骨格を形成する道路、中心市街地の歩行空間を形成する道路であるため、車両も歩行者も安全に気軽に通行できる道路を目指します。

④ 狭あいな生活道路

- ・幅員が 4m に満たない住宅地内の道路を狭あいな生活道路に位置づけます。都

市基盤整備が行われないまま宅地化が進んだ地区は狭あい道路が目立ち、住環境や防災上の問題を多く抱えた地区となっています。こうした地区では隅きりの確保や住宅の建て替え時の個別的な指導、支援方策の検討により、狭あい道路の解消を図ります。



(2) 公共交通網の方針

1) 公共交通機関の目標

- ・ 鉄道、バスなどの公共交通網の充実を図ることは、高齢者や障がい者、子供などの交通手段を持たない人の移動手段を確保し、利便性の高い快適な居住環境を創出します。本町では住民バスが重要な役割を担っていることから、交通混雑の解消、高齢社会への対応、地球環境への配慮の面も考慮し、公共交通網の整備に向けた積極的な取り組みを図ります。

2) 整備方針

① 鉄道

- ・ 県及び関係市町村と連携し、利用者の意向を反映した増便や車両増便等を JR に強く要望していきます。

② 住民バス

- ・ 美里町バス事業等再編計画に基づき、より効果的・効率的なバス事業を推進します。

(3) 駐車場・駐輪場の方針

1) 駐車場・駐輪場の目標

- ・ 鉄道利用者の利便性を高めるために、小牛田駅東側に駐車場・駐輪場の整備を図ります。

2) 整備方針

- ・ 美里町小牛田駅東駐車場及び小牛田駅東自転車等駐車場の利用促進および適正な維持管理を行います。

3-2-2 公園・緑地の方針

(1) 公園・緑地の目標

- ・ 本町の骨格的な緑地空間である江合川と鳴瀬川の河川環境を保全します。
- ・ 都市公園については、環境学習、自然体験、休養、レクリエーション活動など、自然に親しめる場所として、また、イベントや祭りなどの会場として積極的に活用しながら維持・保全を図ります。
- ・ 住民の交流の場として設置された町民運動公園等については、地区住民の身近な運動場として、積極的に活用しながら維持・保全を図ります。
- ・ 町内は起伏が少なく、平坦な地形で水田が多く森林が少ないことから、蜂谷森公園西部の小丘陵などの町内には少ないまとまった樹林地については、活用も含めた保全を検討します。
- ・ 社寺林や屋敷林、巨樹・巨木調査（平成 12 年 5 月）で確認された町内の巨樹・巨木については、本町の地域資源として住民の協力を得ながら維持・保全に努めます。

(2) 整備方針

1) 都市公園の整備・活用

- ・ 都市公園は都市における快適な生活環境の創出や住民の健康づくり、レクリエーションの場の提供、都市災害に対する安全性の確保など様々な役割を担っています。また本町の都市公園は、その立地場所により住宅地内の公園、河川敷の公園、丘陵地の公園に区分され、各公園には特徴があります。これらの特徴を生かしながら、維持管理に努めていきます。
- ・ 蜂谷森公園の南東部には山前史跡公園や出来川河川緑地が整備され、さらに山前史跡公園と蜂谷森公園を結ぶ散策路が完成しています。こうした既設のネットワークを活用するとともに、蜂谷森公園西部が町内唯一の丘陵地であることを踏まえ、周辺の樹林地を含めた散策路の整備など、その保全と活用を検討していきます。

2) 河川空間の整備・活用

- ・ 鳴瀬川、江合川は本町の水と緑のネットワークを形成する重要な緑地軸です。そのため、堤防や河川敷にはサイクリングロードや牛飼公園、牛飼水辺公園、などのスポーツ施設・レクリエーション施設が整備され、散歩やグランドゴルフなどが楽しめる住民の憩いの場となっています。また鳴瀬川に面した自然堤防上は居城跡である鶴頭公園が整備されています。さらに、環境学習の一環としてサケの稚魚の放流を行うなど、水と親しみながら河川を学ぶ場としての活用も行われています。こうした整備・活用を推進し、ややもすると忘れがちとなる河川や河川空

間を認識するために、鳴瀬川、江合川の堤防を、住民が共有できる空間として位置づけます。こうした意識付けを住民に積極的に行うとともに、堤防に近づきやすくする散策路の整備や水と緑にふれあう空間づくりを進めるなど、河川とのふれあう機会を増やす工夫を検討します。河川とのふれあいを増すことで、河川環境の維持・保全に対する意識向上をめざします。

3) 運動広場等の整備および維持・管理

- ・ 高齢化率が国・県の水準を大きく上回る本町では、高齢者福祉の一環として高齢者の社会参加を支援するとともに、元気な高齢者づくりのための施策が必要となっています。そのため、自治会などが管理し、住民の心身の健全な発達と福祉の増進に資する運動広場等について、整備計画を策定し、計画的に維持・管理をしていきます。
- ・ 既存の公園施設については、社会情勢・住民ニーズに合わせた再整備や改修を図ります。
- ・ 公園の維持・管理については、地元密着型の管理方法に転換を図るため、公園愛護団体等への委託を推進します。

3-2-3 下水道及び河川の方針

(1) 下水道の目標及び整備方針

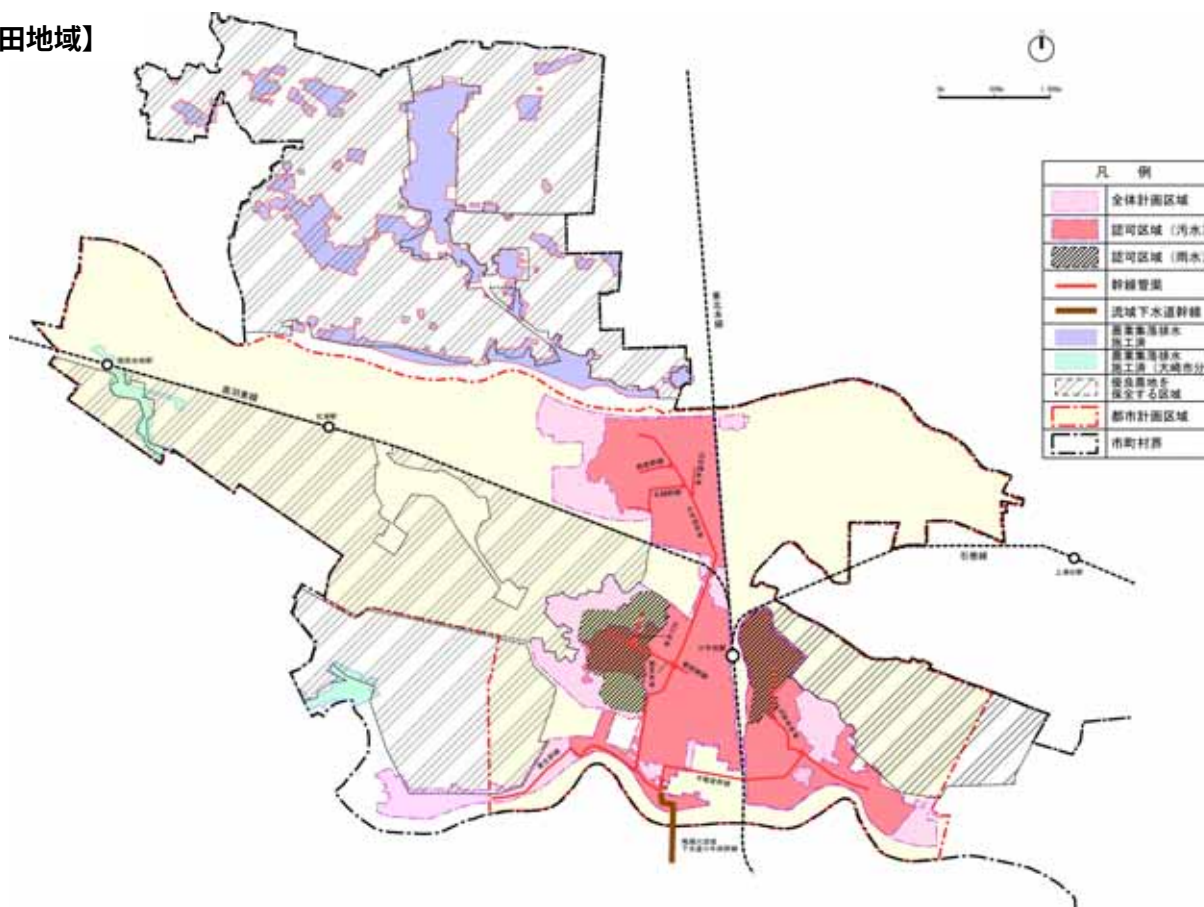
1) 目標

- ・ 公共用水域の水質を保全し、良好な水環境の創出を図り、快適な生活環境を確保するため、下水道整備などの生活排水対策を進めます。特に公共下水道整備事業については、本町の都市計画事業の中心であった小牛田駅東部土地地区画整理事業が終了したことにより、これに代わる重要な事業となることから、積極的な事業推進を図ります。
- ・ 下水道事業の進展に伴い、下水処理から発生する汚泥の量は、今後ますます増大していくものと予想されます。現在は焼却処分されている下水汚泥については、リサイクルの推進による有効利用の検討など、環境や資源への配慮を進める必要があります。

2) 整備方針

- ・ 都市計画区域を中心とした鳴瀬川流域関連公共下水道、純農村部の農業集落排水事業、それらを補完する浄化槽設置整備事業など、地域条件に応じた事業分担を行い、各事業を計画的に推進することで公共用水域の水質を保全します。
- ・ 公共下水道については、全体計画区域面積 544.3ha、計画人口 17,450 人に対し、平成 19 年度末現在で面積 224ha、処理人口 7,752 人の整備状況となっています。今後とも環境への配慮を第一に、健全な経営を目指しつつ事業推進に努めます。さらに、農業集落排水事業の採択要件に合致しない地区の公共下水道計画区域への取り込みなど、公共下水道の全体計画区域の見直しの検討を進めます。

【小牛田地域】



【南郷地域】

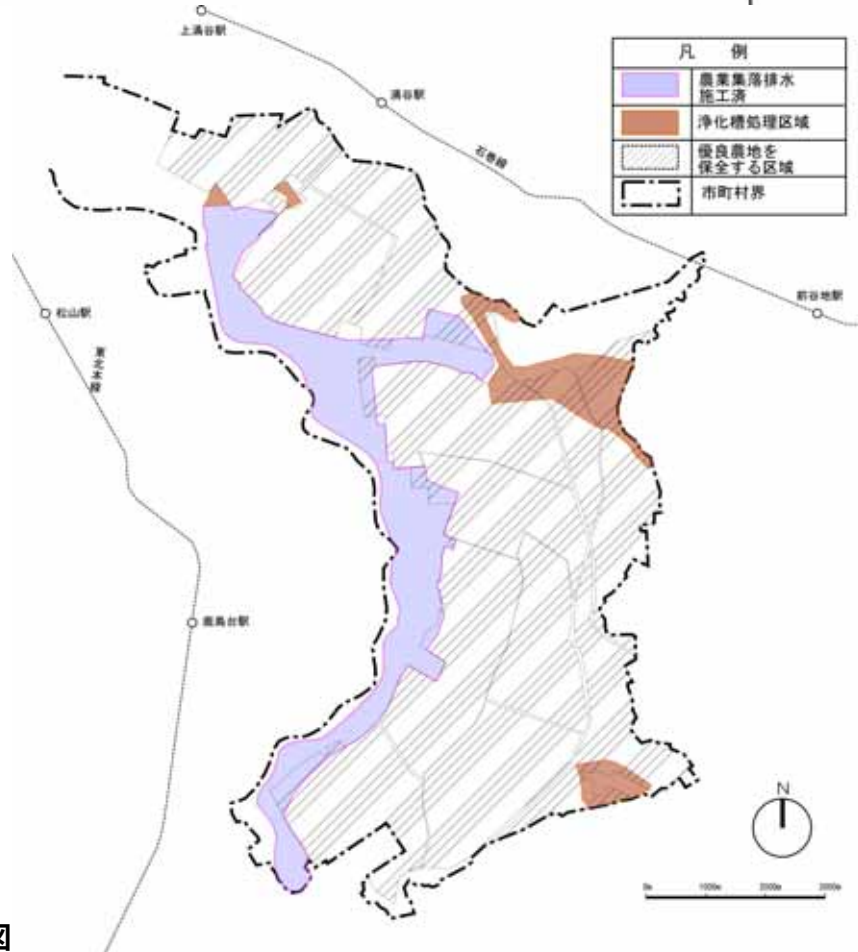


図 3 - 2 - 3 下水道計画図

(2) 河川の目標及び整備方針

1) 目標

- ・ 本町には、鳴瀬川水系の直轄河川である鳴瀬川、北上川水系の江合川の一級河川のほか、出来川、美女川、鞍坪川などの中小河川が流れています。中小河川の中では、出来川は雨期、大雨における増水がはなはだしく、土質の関係で漏水が数箇所に見られるほか、溢水の危険性も有するため、必要な改修工事や維持管理の充実を促進するなど、予防事業及び施設の整備を図ります。

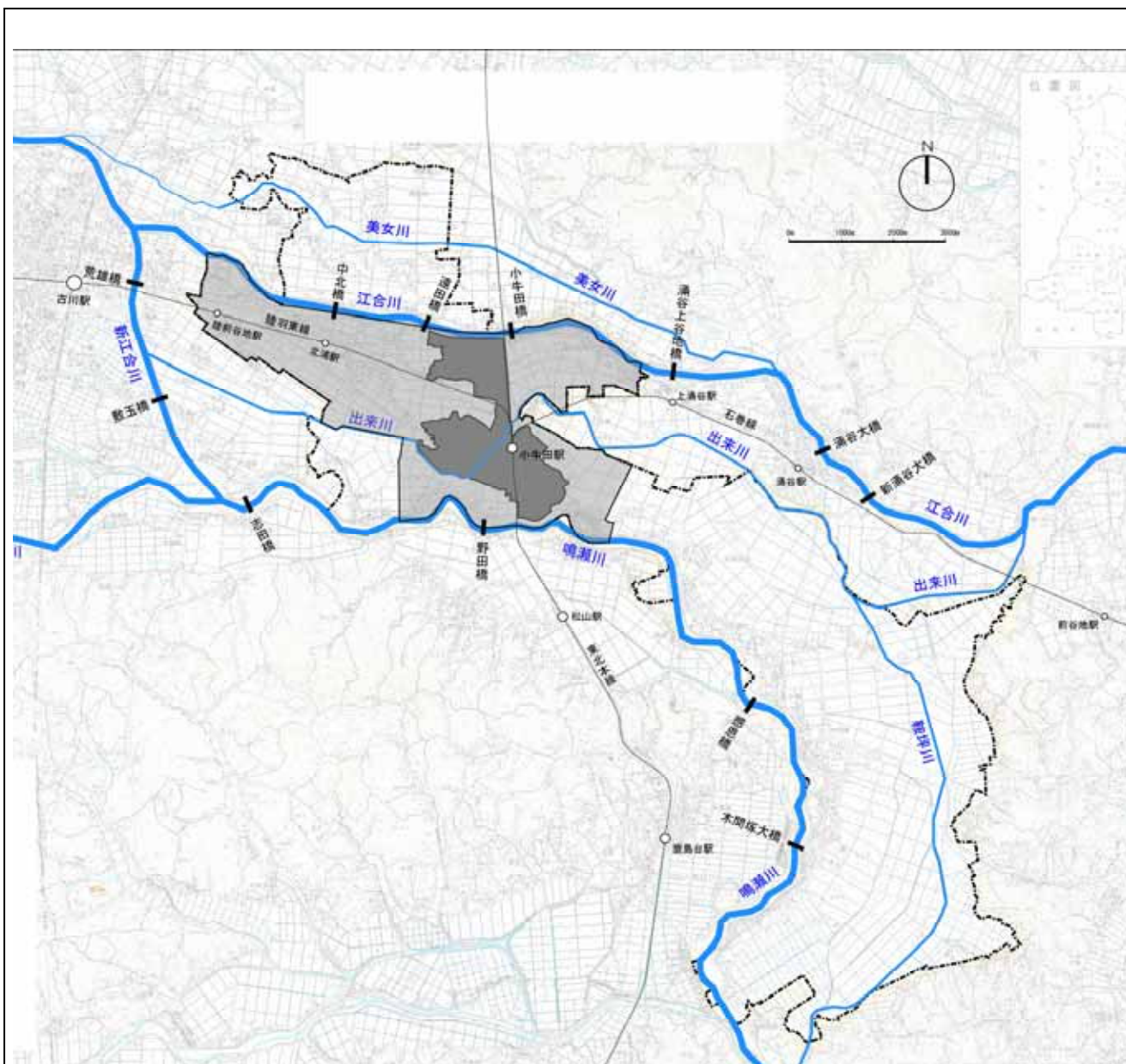


図 3 - 2 - 4 河川状況図

2) 整備方針

- ・ 鳴瀬川中流部の堤防は、計画に対して高さ、幅が不足していることから、鳴瀬川と江合川の洪水対策として、平成 24 年度の完成を目指した「鳴瀬川中流部緊急対策特定区間整備事業」による鳴瀬川と江合川の洪水対策のための事業促進を、河川管理者に要請します。また、出来川についても水害の多発状況にかんがみ、必要箇所における改修、護岸工事等を早急を実施するよう要請します。
- ・ 東北地方整備局及び宮城県による浸水想定区域の指定に基づき、ハザードマップの作成、配布を実施し、浸水に関する内容の周知に努めます。また、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、子供など、災害時要援護者が利用する施設に対し、国および宮城県から送られてくる浸水予報等を、町からファックス・電話等により伝達します。



3-2-4 その他の都市施設の方針

(1) その他の都市施設の目標

- ・ 高度化・多様化する生活ニーズに対応した利便性の高い公共公益施設を、アクセス等を勘案しながら適切に誘導配置するよう、検討します。

(2) 整備方針

1) 教育施設

- ・ 少子化の進行から園児、児童、生徒数の減少は今後もその傾向が続くと予想されます。そのため、適正な規模と適正な配置を図るとともに、教育施設などの統廃合を見据えた施設等修繕計画を作成します。
- ・ 本町および周辺に立地する企業との連携などを考え、若者の定住化の推進が図られる専門学校などの誘致を検討します。

2) 福祉・医療施設等

- ・ 本町では、今後の市街地の開発動向や高齢化の進展ならびに住民ニーズの多様化に合わせ、福祉施設、医療施設等の整備充実が必要となります。しかし、町単独での医療施設等の整備は困難が予想されることから、民間活力の利活用、ソフト対策の充実などにより、住民ニーズ等に対応していきます。特に福祉施設については、施設単体で整備を完結させるのではなく、高齢者・障がい者が社会で自立した生活が送れるよう、健康づくりや地域の住民で支え合う地域型福祉社会の実現やコンパクトなまちづくり、バリアフリーが連続するまちづくりなど、土地利用計画や道路整備計画などと連携を図りながら検討します。

3) その他の施設

- ・ 町営住宅の整備・維持管理計画の策定に努めます。

3-3 都市環境

(1) 基本方針

- ・ 江合川および鳴瀬川沿いに開けた広大で平坦肥沃な「大崎耕土」が広がる本町は、銘柄米である「ひとめぼれ」、「ササニシキ」のふるさとであり、県内有数の穀倉地帯となっています。しかし、用水不足や低平地特有の排水不良により水田の高度利用や生産性の向上等が阻害されていました。そこで、農業経営の安定化や近代化を目的とした国営土地改良事業の導入が行われ、大規模な優良農地を対象に、基幹的な施設整備を集中的に実施するとともに、国営事業の進捗に応じて、県営事業によるほ場整備やかんがい排水整備が行われました。その結果、一戸当たりの経営耕地面積、農地利用の集積面積が向上し、地域農業の進展が図られました。そのため、こうして整備されてきた肥沃な耕土や田園環境を引き継ぎ、水質や土壌の保全を図るとともに、防災上重要な役割を担っていることを認識し、田園環境の維持・保全を進めます。
- ・ かんがい排水事業により、町内には鳴瀬川、江合川から引きこんだ用水を水田に安定提供するための水路が整備され、町内を流下しています。この農業用水の水質の維持・保全を図ります。
- ・ 鳴瀬川、江合川流域市町村と連携を深め、水資源の確保、水質の浄化など、水資源の保全に取り組みます。
- ・ 河川の緑地や市街地内の丘陵地の自然環境を保全・整備し、自然に親しむ場としての利用を推進します。
- ・ 住民の生命や財産を守るため、災害が起きにくい都市をつくとともに、避難場所の確保など災害対策を充実し、災害に強い安全な都市環境の形成を図ります。

3-3-1 都市環境形成の方針

(1) 整備方針

1) 田園環境の保全

- ・ 豊かな田園環境を維持していくためには、後継者を育成・確保しながら、継続的に農業に取り組む人材が必要となります。そのため、農業に魅力が持て、生産の低コスト化の促進や高品質米の安定生産の基盤となる圃場づくりのための農業基盤整備事業等を推進します。さらに、消費者ニーズにあった農業を拡大するため、環境保全型農業（有機・無農薬栽培等）への取り組みを図ります。

2) 水と緑の保全

- ・ 自然環境の維持・保全のためには、環境に対する住民一人ひとりの意識が重要となります。自然愛護教育等の充実や散策体験機会の充実など、自然と触れ合う機

会の場の提供などを積極的に推進します。

- ・ 町内のまとまりのある樹林地や境内林、屋敷林等を身近な緑地として今後とも保全・育成していきます。



3) 循環型まちづくりの構築

- ・ 自然環境に対する負荷の低減化を図るため、増え続ける一般廃棄物、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、資源のリサイクルや省エネルギーの推進により、循環型のまちづくりを構築します。

4) ひとにやさしく快適な都市環境の形成

- ・ 住民の誰もが活動しやすく、安全で快適に生活でき、安らぎを感じることができるよう、交通安全環境の改善と防犯対策の推進に努めるとともに、一体的かつ連続的にバリアフリー化、ユニバーサルデザイン※化を進めることにより、ひとにやさしく快適な都市環境の形成を図ります。
- ・ 特に中心市街地においては、交通利便性の向上、都市機能の集積による住民が憩い、交流する魅力と賑わいのある都市環境の形成を図ります。

※ ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしようとする考え方

3-3-2 都市景観形成の方針

(1) 都市景観形成の目標

- ・ 都市景観は、日々の生活と生産活動に直結し、心に快適と豊かさをもたらしてくれる環境や資源です。市街地や田園・集落、歴史・文化、自然など、地域の特性を活かした“美里”らしい景観形成を、住民参加のもとに推進します。

(2) 整備方針

1) 市街地景観の形成

- ・ 住宅地をはじめ、公共施設、工場、流通・業務地、商業地においては、敷地内の緑化や歩道への植樹帯設置等を進めるとともに、建築物・工作物のデザインや色彩は、周辺の景観と調和が図られるものとなるよう協力をお願いし、周辺の景観と調和した街並みの形成を推進します。特に、新たに企業誘致を進める場合には、立地企業の協力を得ながら、緑豊かな敷地環境を生み出すように努めます。

2) 田園景観の保全

- ・ 四季折々の美しい農村景観を生み出している田園風景を保全するため、無秩序な土地利用や乱開発を防止するとともに、水路と屋敷林（防風林）が形成する緑豊かな環境の保全・維持を推進します。



3) 自然景観の保全

- ・ 市街地の背景となり、うるおいとやすらぎを与えつつ、四季を演出している丘陵地や水辺空間などの自然景観を保全し、住民の憩いの場として活用を図ります。

4) 歴史・文化的景観の保全

- ・ 山前遺跡や保土塚古墳などの町内遺跡、木間塚十王山公園、山神社などの歴史・文化的資源を保全するとともに、その魅力を引き出すような周辺環境と一体となった整備を検討します。

5) 住民の合意による街並み景観形成

- ・ 小牛田駅東部土地区画整理事業では、住民と行政の協働による街並み景観形成のためのルールづくりとして地区計画を定めています。こうした計画に基づき、地区の成長を図っていきます。

3-3-3 都市防災の方針

(1) 都市防災の目標

- ・ 住民の生命や財産を守るため、火災や震災、水害などの災害予防に努めるほか、防災性を考慮した道路・公園等の都市施設の整備・充実を図り、住民が安心して暮らすことができる、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

(2) 整備方針

1) 防災対策の推進

- ・ 都市の防災機能を高めるため、住民の協力を得ながら市街地の不燃空間の確保と市街地環境の改善を進めます。また、主要な公共施設や商業・業務施設等の人が集まる建築物の不燃化・耐震性の向上を図る対策を推進します。

2) 防災体制の充実

- ・ 災害時の避難場所として、集団的に住民を収容できる公共施設などを位置づけし、安全な避難場所の確保を図ります。
- ・ 避難地などへのアクセス道路となる避難路で特に必要と認められる道路については、拡幅改良を促進するとともに、避難路沿道の不燃化や植樹促進による延焼防止機能を付加するなど、安全な避難形成のための検討を行います。
- ・ 災害時に地域内の情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、町内に設置されている防災行政無線施設の有効利用を図り、情報提供体制の強化を推進します。

3) 河川改修による治水対策

- ・ 鳴瀬川と江合川の洪水対策として、現在、平成 24 年度の完成を目指した「鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業」が実施されています。河川管理者に対しては、当該事業における鳴瀬川、江合川の洪水対策等について、計画に基づいた工事実施を要請するとともに、当該事業終了後についても長期的な治水対策の推進を要請します。

3-4 市街地の整備

(1) 基本方針

- ・ 利便性・快適性・安全性に富んだ市街地の機能充実を図るとともに、周辺の農地との調和が図られる整備を進めます
- ・ 現在の市街地の範囲を拡大させることなく、農振農用地の除外を見極めながら、住宅地などの開発を用途地域内に誘導していきます。特に、自然発生的に形成された住宅地については、防災上、交通安全上の観点から、主要な生活道路となる道路の整備を推進し、居住環境の向上を図ります。
- ・ 集落地においては、緑地空間や水辺空間の保全・創出などにより、ゆとりある快適な居住環境を形成します。
- ・ 新規の市街地開発については、道路整備などとの連携を図りながら、計画的な面的整備により良好な市街地の形成を図ります。

(2) 市街地整備の目標

- ・ 生活排水処理を推進し、市街地を取り囲む農地への生活雑排水の混入を防ぎ、生活環境の向上、農業用水の悪化防止、農業生産性の安定性確保を図ります。
- ・ 本町の道路交通網は、広域的には国道 108 号が酒田から石巻を結ぶ地域高規格道路の計画路線である新庄酒田道路および候補路線である石巻新庄道路の位置づけにあり、さらに、南北方向では国道 108 号から三陸縦貫自動車道にアクセスする道路整備を推進しています。また、町内道路ネットワークの要となる JR 小牛田駅の東西を結ぶ交通動線の確保を推進します。こうした道路ネットワークを基盤に、町内に配置されている公共公益施設、公園・緑地などを繋ぐ生活道路の整備を推進し、交通結節点として発展した本町の利点を生かした市街地整備を図ります。

(3) 整備方針

1) 環境の保全

- ・ 河川の浄化、居住環境の向上、内水排除対策、水の循環など、自然環境の保全を考えた市街地整備を推進し、豊かな田園空間の保全と居住環境の向上をめざします。

2) 既成市街地の居住環境整備の推進

- ・ 道路などの都市基盤施設が未整備のまま自然発生的に形成された住宅地につい

ては、建替えにあわせた建築物の不燃化、セットバック※、緑化の促進、町道などの優先的な整備を進め、点的な個別改善の連携による居住環境整備を推進します。

3) 新市街地の整備方針

- ・ 社会情勢の変化を踏まえ、雇用の場の確保などに繋がる工業用地等の整備や転換予定地域の整備については、位置や規模、整備手法を十分考慮し、周辺の田園環境と調和した市街地形成を図ります。

※ セットバック：敷地境界線よりも後退して建物を建てること。建築基準法では、日当たり、風通しなどの環境の悪化を防ぎ、防災機能の向上を目的として、セットバックを規定しています。前面道路が4m未満の宅地に建てる場合は、原則道路の中心から2m後退させて建築しなければなりません。

3-5 住民参加の推進

(1) 基本方針

- ・ 緑豊かな自然環境を保全しつつ、安全で快適な都市づくりを進めていくためには、行政と住民が信頼関係を築きながら、お互いが良きパートナーとなり、さまざまな地域の課題に取り組んでいかなければなりません。そこで、まちづくりの主役となる住民と、都市づくりに関わる民間事業者、都市づくりの推進・調整の主体となる行政のそれぞれの役割と責任を分担し、住民参加による都市づくりを実践していきます。

1) 住民の役割

- ・ 住民は、行政が発信するまちづくり情報に耳を傾け、計画や事業に対して積極的に意見やアイデアなどを提言するとともに、地域のまちづくりに向けて住民相互が協力し、秩序ある都市空間の形成を推進します。

2) 民間事業者の役割

- ・ 民間事業者は、自らの生産活動の維持・発展に際して、都市づくりに積極的に協力・貢献に努めていきます。

3) 行政の役割

- ・ 行政は、まちづくり情報を積極的に提供し、さまざまな要望を調整しながら都市づくりの実現に向けた必要な施策を、住民と民間事業者と連携して計画的、効率的に推進していきます。

(2) 住民参加のための支援方策

1) まちづくり情報の発信

- ・ 都市計画制度やまちづくりに関する行政情報、住民のまちづくり活動の情報を迅速かつ的確に提供するため、広報みさとの積極的な活用を行うとともに、インターネット等を通じた広範囲な周知を図ります。

2) 住民参加機会の充実

- ・ まちづくりに対する住民の意向を幅広く把握するために、アンケート調査の実施やパブリックコメント制度※の活用を図るとともに、必要に応じ、懇談会・ワークショップなどのまちづくり研究会を開催し、住民とともに都市づくりの共同作業を推進します。

※ パブリックコメント制度：計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとしたりする場合に、あらかじめ計画の原案を住民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

- ・ 良好な市街地環境を確保するために、住民自らが地区計画などを提案できる仕組みづくりを整備します。

3) まちづくり活動への支援

- ・ まちづくりの学習機会を提供するなど、住民の自主的なまちづくり活動や、まちづくり実践団体などに対して積極的な支援を行います。

第2章

地域別構想

1. 地域区分

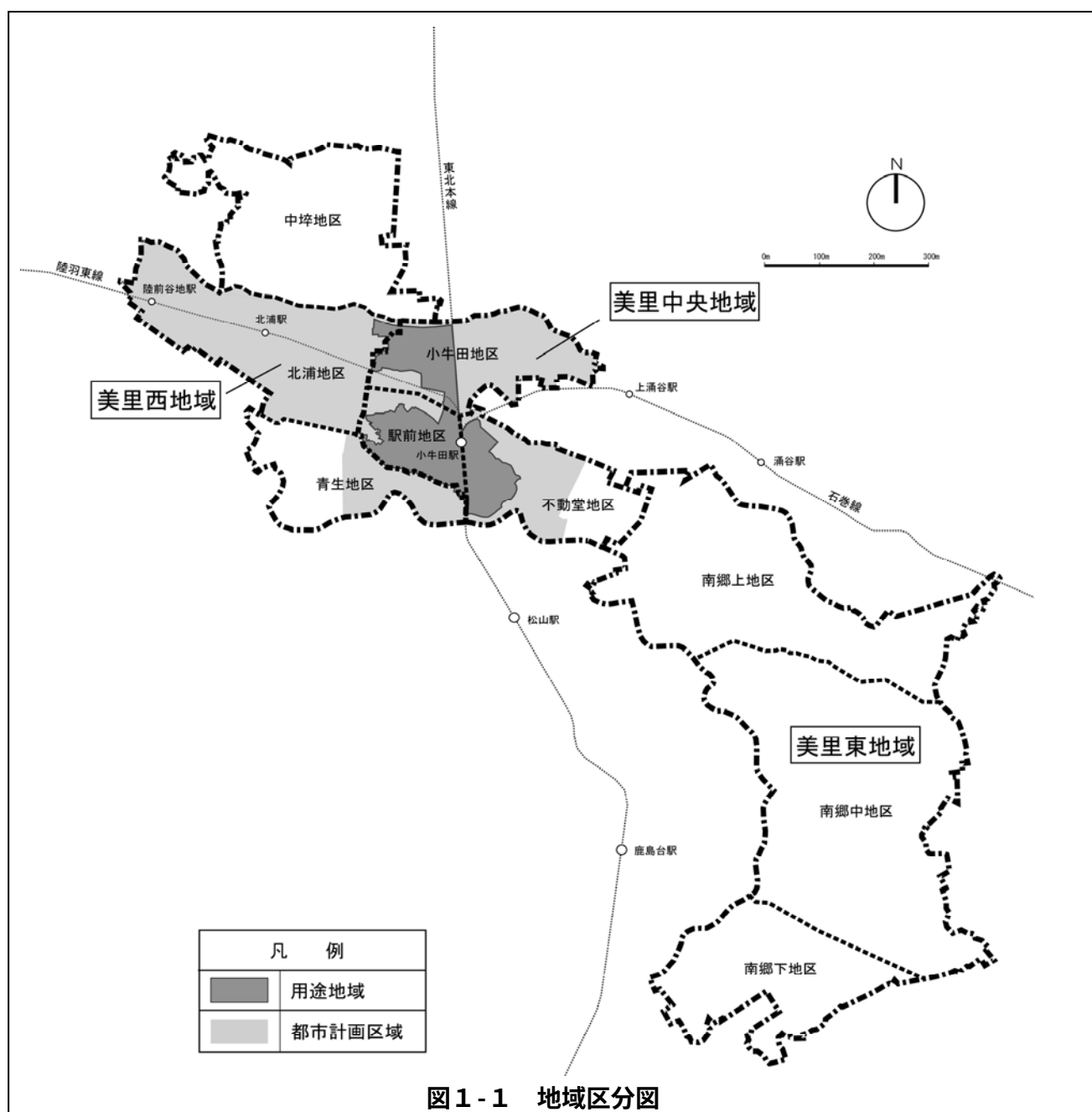
地域別構想の策定の基本となる地域区分の設定にあたっては、地域の特性・性格が概ね同一であることを基本に、今後のまちづくり(整備目標)の方向性を考慮した上で設定します。

本計画における地域区分は下記の3地域とします。

『美里西地域』：中埜地区、北浦地区、青生地区

『美里中央地域』：小牛田地区、駅前地区、不動堂地区

『美里東地域』：南郷上地区、南郷中地区、南郷下地区



2. 地域別整備方針

2-1 美里西地域

2-1-1 美里西地域の現況と課題

A 本地域は、用途地域を一部含む都市計画区域の北浦地区、地区の東半分が都市計画区域である青生地区、すべて都市計画区域外の中埴地区の3つの地区からなります。

本地域の土地利用は、中央部の北浦地区に国道108号と陸羽東線が東西方向に走り、国道沿いは工場、商店などが立地する沿道型土地利用を形成しています。また、国道北側の町道石巻街道線沿道は古くからの集落であり、国道108号周辺は都市的土地利用と農村集落が混在した地区となっています。一方、本地域は用途地域を除く全域が農業振興地域であり、農用地区域が宅地およびその周辺の山林などを除いて指定されています。水田主体の農業的土地利用が中心であることから、今後も優良農地の保全を第一に、農村環境と調和した生活空間の形成が必要となっています。

B 本地域には、「美里町企業誘致等行動計画」における、立地候補地が選定されています。企業誘致の推進は、本地域の経済基盤の強化と就業機会の拡大及び雇用の安定の観点から重要な取り組みであることから、実現に向けた施策の展開が必要となっています。

C 本地域はほぼ全域で実施されたほ場整備により、1ha規模の汎用化水田が整備されました。中埴地区では、中埴西部地区、中埴北部地区、中埴東部地区県営ほ場整備事業（担い手育成型）が実施され、中埴北部、中埴東部地区が整備済み、中埴西部地区が実施中です。今後は、現在進行中の中埴西部地区のほか、北浦地区の清水川北浦地区県営ほ場整備事業（担い手育成型）および青生地区の青生地区県営ほ場整備事業（経営体育成型）の推進が望まれています。

D 本地域の中央部には1級河川の北上川水系の江合川、南端には直轄区間を含む鳴瀬川水系の鳴瀬川が東西方向に流下しています。鳴瀬川、江合川の両河川は採草放牧地として指定された河川敷を持ち、本町における大きな緑の軸となっています。そのため、鳴瀬川、江合川を将来にわたり緑豊かな河川空間として維持・保全に努めるとともに、河川空間のより一層の利用促進が必要となっています。

E 本地域の道路状況は、東西方向の広域的な交通を受け持つ道路として中央部に国道108号が、集落を連絡する道路として鳴瀬川の左岸沿いに（県）涌谷三本木線が走っています。一方、南北方向では、（主）鹿島台高清水線が中埴地区の東部を、（県）小牛田松島線が北浦地区の西部を通過しています。道路交通体系上の広域幹線、幹

線道路はこれらの国道、県道により構成され、沿道に集落を形成するとともに、町道石巻街道線、彫堂線、北浦荻埦線、荻埦東田線、中田田尻線、町区中田線などの主要な町道沿いにも同様に集落が形成されています。このように形成されている本地区の道路網状況を踏まえ、生活に密着した主要な町道については、生活排水や道路排水処理を考慮した整備を推進するとともに、安全性の向上を図る道路整備が必要となっています。

F 本地域の都市公園は、街区公園の北浦公園の1ヶ所のみです。その他、中埦運動場が整備され、農村公園として平針、荻埦、中田農村公園の3公園の整備計画があります。公園等の配置は本地域の中央部から北側に立地していることから、南側への整備の検討が望まれます。

G 本地域には、国営土地改良事業および県営ほ場整備事業により、用水路が地域内を流下しています。用水路の水質保全と用水路の維持・管理が不可欠になっています。

H 本地域には、中埦、北浦、青生の各地区に中埦地区公民館、北浦地区公民館、青生コミュニティセンターが整備されています。少子高齢化が進行するなか、地域住民の文化的な活動や高齢者の活動拠点としてその役割は益々重要となっていることから、既存施設を活用した活動内容の充実が望まれています。

I 本地域内の各集落には「いぐね」と呼ばれる風雪を防ぐための屋敷林が残り、地域の魅力ポイントとなっています。こうした魅力ある地域資源を広く町内外に知らせるため、屋敷林・社寺林マップづくりなどを推進し、本町のPRに取り組む必要があります。さらに、将来的にはグリーン・ツーリズムへの展開などを視野に入れた検討も必要となっています。

J 本地域には、樹高が20m～30mを誇る巨樹・巨木として、鹿島神社のイチョウ、谷陽院のイチョウ、十二神社のスギが生育しています。こうした巨樹・巨木の保全と活用が望まれています。

K 本地域の生活排水処理は、中埦地区が全域農業集落排水事業施工済みであり、青生地区は、主な集落地は流域下水道の計画区域に設定され、堀切が大崎市施工の農業集落排水事業により供用済みとなっています。一方北浦地区は、谷地が同様に大崎市施工の農業集落排水事業が供用済み以外は浄化槽処理対応となっています。そのため、予定されている「宮城県下水道整備基本構想」の見直しと整合性を図ったうえで、北浦地区の生活排水処理の検討が必要となっています。

2-1-2 まちづくりの目標

I 経済基盤の強化と就業機会の拡大及び雇用の安定を図る企業誘致の推進

企業誘致については、本地域の経済社会の発展に不可欠な要素であるとともに、住民アンケートにおいても「勤め先となる工場が多く立地する工業都市」が上位に挙げられる調査結果が出されています。一方で、宮城県においても県内総生産を10兆円にすることを目標に掲げた「宮城の将来ビジョン」を平成19年3月に策定したところです。

富県宮城の実現に向けた取り組みとも連携を図りながら、企業誘致を積極的に推進する基盤整備に取り組んでいきます。

II 生活排水処理施設整備手法の適切な選択による生活排水処理計画の推進

農地への生活雑排水の混入を防ぎ、豊かで快適な生活環境を享受するためには、生活排水処理施設の整備は不可欠です。下水道等の集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に組み合わせ、経済性に十分配慮した効率的な生活排水処理を推進します。

III いぐねや農村環境の保全・活用による地域に存在する魅力発揮の推進

本町の財産でもあるいぐねに代表される屋敷林などを保全するとともに、本町の豊かな農村環境とともに積極的に宣伝し、外に向けた地域の魅力発信を推進します。こうした取り組みを通じで、都市との交流や人的な交流をより一層推進します。

IV ほ場整備事業の推進等による農業基盤整備の充実

効率的な営農を可能にする大区画ほ場整備を推進するとともに、機械経費の削減と地域の農作業受託に取り組む集落担い手組織の立ち上げなど、新たな組織形態を模索することで、地域農業を推進するモデルをめざします。

2-1-3 まちづくりの方針

1) 土地利用・市街地整備の方針

- i 「美里町企業誘致等行動計画」に基づく立地候補地の開発整備を推進します。
- ii 生活排水処理を積極的に推進し、生活環境の向上と農村環境への負荷の低減を図ります。
- iii 道路沿いに形成された集落地とその周辺に広がる優良農地の環境を保持すべく、農地の保全と無秩序な開発を防ぎます。国道 108 号沿道は、周辺環境に考慮したうえで広域交通軸としてのポテンシャルを活かした土地利用を推進します。農村集落については、緑豊かな環境の維持を推進します。
- iv 鳴瀬川、江合川の水辺・緑地空間の保全を推進し、住民等の自然とのふれあいの場として、その活用を図ります。
- v 県営ほ場整備等により大区画ほ場として整備された農地もしくは事業中の農地については、農業生産基盤が整備された優良農地として今後も維持管理を推進します。また、基盤整備事業により整備された汎用水田については、麦・大豆の生産の取り組みなど、高生産性農業を確立する土地利用型農業の確立を目指します。

2) 交通施設の整備方針

- i 地域高規格道路の計画路線である新庄酒田道路に接続する石巻新庄道路（候補路線）となる国道 108 号の都市計画道路未決定区間については、広域幹線道路としての位置付けを踏まえ、バイパス化の検討も含めた道路整備の促進を図ります。
- ii 集落内の生活道路については、安全性と快適性の向上を図るため、幹線道路などとの交差点形状の改良や拡幅整備、交通安全施設や防犯灯の整備を推進します。
- iii 住民バスの運行を今後とも継続させ、高齢者や障がい者、子供などの交通手段を持たない人に対する支援を推進します。

3) 公園・緑地・河川等の整備方針

- i 本地域の中で、鳴瀬川左岸は集落地が形成された人口集積地の一つですが、農村公園を含め公園の立地がありません。住民ニーズを捉えながら、周辺住民に維持・管理を委ねた小公園の整備を検討します。
- ii 屋敷林、社寺林、巨樹・巨木を積極的に町内外に宣伝し、保全と活用に努めます。

- iii 鳴瀬川の河川改修事業を計画的に推進することにより、自然災害を未然に防止するとともに、住民にうるおいと安らぎを与える親水空間の利用促進を図ります。

4) その他の方針

- i 本町には幼稚園が6園立地しており、そのうち3園が本地域にあります。適正な規模と適正な配置を図るため、幼稚園の統廃合整理を見据えた将来計画を立案します。
- ii 農業・農村の持つ多面的機能を認識するため、学校教育の一環として、本地域の農地を教育・体験の場として活用することを検討します。ここでは、田んぼや農業用水路などが生物の生息の場所であることを知る取り組みの実施など、町内外の子供達に、農村の重要な役割の一つである環境保全について周知を推進します。
- iii 農村の魅力を町外に発信するため、優良農地の保全、緑豊かな農村集落の維持、清らかな農業用水の流れの保全、安全な農産物の生産など、住民の協力のもとに推進します。

2-2 美里中央地域

2-2-1 美里中央地域の現況と課題

A 本地域は、地区のほとんどが用途地域指定区域である駅前地区、地区全域が都市計画区域で西側に用途地域指定区域を含む小牛田地区、用途地域指定区域と都市計画区域外地区を含む不動堂地区の3つの地区からなります。

本地域は、小牛田駅の交通結節点としてのポテンシャルを活かし、数度の土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備が進み、住宅地が連坦したまとまりのある市街地が駅周辺に形成されています。今後も無秩序なスプロール化を防ぎ、用途地域内に積極的に都市的土地需要を誘引する計画的な土地利用の推進が必要となっています。

B 本地域には、「美里町総合計画」における工業ゾーンと、さらには「美里町企業誘致等行動計画」における立地候補地が選定されています。企業誘致の推進は、本地域の経済基盤の強化と就業機会の拡大及び雇用の安定の観点から重要な取り組みであることから、実現に向けた施策の展開が必要となっています。

C 小牛田駅東側、不動堂地区内の「ゆとり〜と小牛田」は、小牛田駅東部土地区画整理事業による計画的なまちづくりに取り組んだ地区であり、都市基盤整備が完了し、平成18年4月より宅地分譲が開始されました。高齢者から子供まで多世代が生活する街のコンセプトを最大限発揮し、町外からの流入による2,270人の計画人口の早期定着を図る必要があります。

D 小牛田駅西部、駅前地区の出来川右岸は、昭和20年代に実施された新小牛田土地区画整理事業により一定水準の道路率が確保されています。また、小牛田駅前は、都市計画道路の整備により平成5年に手づくり郷土賞を受賞するなど、駅前の顔づくりが行われた地区です。こうした基盤整備（ハード整備）が実施されるとともに、駅周辺では5月から10月までの毎日曜日に「こごた朝市」が小牛田駅前公園で開催されるなど、駅前のにぎわいづくりに取り組んでいます。今後は、駅前のより一層のにぎわいづくりのため、買い物先として魅力ある店づくりや商業集積づくりなど、商店主等と連携を図り、魅力ある駅前づくりを推進する必要があります。

E 小牛田地区北東部は用途地域指定区域外ですが、国道108号沿道は「美里町企業誘致等行動計画」で企業誘致候補地の中心拠点に位置づけられています。これは、本町が、宮城県が推進している富県宮城の実現に向けた取り組みと連携を図り、企業誘致等を積極的に推進する目的で設定したものです。企業誘致の推進は、本町の経済基盤の構築と就業の場の確保の観点から重要な取り組みであることから、実現に向けた施策の集中が必要となっています。

- F 小牛田駅前の小牛田郵便局隣接地は、商業施設の跡地が利用されずさら地のままとなっています。商業活性化を図るうえで有効に活用できる利用形態の検討を第一に進め、さらには雇用の場を確保する企業誘致場所としての活用など、土地のポテンシャルを生かした活用の検討が必要となっています。
- G 本地域の道路・交通状況は、国道108号と（県）涌谷三本木線が本地域の北側と南側を東西方向に走り、（主）鹿島台高清水線が南北方向に走っています。さらに、鉄道は東北本線が南北方向に、石巻線、陸羽東線が東西方向に走っています。こうした交通インフラのストックは、交通結節点として発展してきた本町の財産です。そこで、今後の社会情勢の変化を踏まえたうえで、その活用方策を検討する必要があります。さらに、小牛田駅の東西をつなぐ自動車専用地下道の整備など、駅周辺の道路ネットワークの構築が必要となっています。
- H 本地域の住宅地は、道路沿いに形成された農業集落とは異なり、過去に実施された小牛田駅周辺の土地区画整理事業による面整備地区を除くと、自然発生的な住宅地となっています。こうした住宅地では、道路の幅員が狭く、カーブが多いなど、防災上、交通安全上の課題を抱えています。そのため、これらの課題解決に向けた道路整備が望まれています。
- I 本地域の都市公園は、本町で計画決定している12の都市公園の内11公園が立地しています。今後の都市公園整備については、面開発に伴い生み出される公園以外での整備は非常に難しいことから、既存の都市公園の活用、維持管理に移行していく必要があります。そのため、都市公園の活用の推進を一層図るため、地域住民との連携・協力や愛護団体の育成・活用など、公園愛護の意識向上を図る必要があります。
- J 山神社の社寺林は、屋敷林とともに本町の平地部における緑の拠点となっています。また、山神社周辺には「産声の道」として整備された散策道があります。社寺林、屋敷林の保全を図るとともに、「産声の道」をまちなかで整備された貴重な歩行者空間として、維持管理と活用に努める必要があります。
- K 本町の役場周辺には、近代文学館（図書館）、文化会館、公民館の公共公益施設が集積しています。住民のコミュニティ活動の多様化に対応するため、また、本町のコミュニティ活動の拠点となるべく、既存施設の機能拡充・有効活用が望まれています。
- L 本地域の生活排水処理は鳴瀬川流域下水道の全体計画区域として処理されています。事業認可区域に対する整備済面積率は約7割であり、整備済区域内における水洗化率も約7割となっています。今後とも整備の推進と水洗化率の向上を図る必要があります。

2-2-2 まちづくりの目標

I 豊かな生活が送れる居住環境が充実した都市空間の形成

小牛田駅周辺の昭和20年代～50年代に実施された土地区画整理事業による都市基盤整備、公共公益施設や福祉施設の整備、さらには小牛田駅東部土地区画整理事業による計画的なまちづくりの推進など、本地域の都市整備は着実に進んでいます。従って、これまでに整備され、蓄積された既存ストックを生かしながら、今後の課題である流域下水道整備の推進による生活の利便性、快適性の向上を図り、豊かな生活が送るための都市空間の形成を推進します。

II 経済基盤の強化と就業機会の拡大及び雇用の安定を図る企業誘致の推進

企業誘致については、本地域の経済社会の発展に不可欠な要素であるとともに、住民アンケートにおいても「勤め先となる工場が多く立地する工業都市」が上位に挙げられる調査結果が出されています。一方で、宮城県においても県内総生産を10兆円にすることを目標に掲げた「宮城の将来ビジョン」を平成19年3月に策定したところです。富県宮城の実現に向けた取り組みとも連携を図りながら、企業誘致を積極的に推進する基盤整備に取り組んでいきます。

III 道路ネットワークの充実による交通利便性の高い市街地の形成

広域幹線道、幹線道路が通過する本地域では、これらの道路を中心に、効率的で安全性が高く、利便性にとんだ区域内道路ネットワークを確立していきます。そのため、都市計画道路の見直しを進めるとともに、本町の中心部の道路ネットワークについては、駅を中心とする循環線と東西南北への放射線で構成された道路ネットワークの形成に取り組んでいきます。さらに、小牛田駅の東西を結ぶ道路整備についても継続的に取り組んでいきます。また、集落内の道路については、防災時の緊急車両の通行を考慮した道路幅員を図るなど、安全・安心な生活の基盤となる道路網の形成に取り組んでいきます。

2-2-3 まちづくりの方針

1) 土地利用・市街地整備の方針

- i 「美里町企業誘致等行動計画」に基づく立地候補地の開発整備を推進します。
- ii 現在のコンパクトでまとまりのある市街地形成を維持し、市街地の拡大を抑制した中で、これまでに整備されてきた都市基盤整備のストックを生かしつつ、市街地内部の充実を図っていきます。
- iii 小牛田駅東部土地区画整理事業により整備された「ゆとり〜と小牛田」の人口定着のため、固定資産税等を優遇する措置を行い、計画人口（2,270 人）の早期達成を目指します。
- iv 小牛田地区の下小牛田地内の国道 108 号沿道に隣接する地区については、新たな企業誘致のための開発整備を推進します。また、環境に配慮した高付加価値・多機能型物流拠点の形成を進めます。
- v 用途地域内については、建物の用途規制に基づいた住宅、商業施設、工場等の適正誘導を図り、住・商・工の区分が明確となった魅力ある市街地の形成を図ります。
- vi JR 東北本線の東側はほ場が広がり、JR 石巻線以南の地区では、担い手農家を育成し、農地の利用集積を進めて農業の生産性の向上・維持・拡大を目ざした「経営体育成基盤整備事業出来川右岸地区」が平成 9 年～19 年の計画で進められています。今後ともほ場整備事業で生産基盤が整備された優良農地を維持管理し、高生産性農業を確立するための効率的な土地利用を図ります。

2) 交通施設の整備方針

- i 本地区の南北を繋ぐ循環線や集落地内の主要な生活道路となる町道新小牛田橋線、小牛田南郷線、山の神変電所線、小牛田彫堂線、牛飼松ヶ崎線、彫堂線、駅前梅ノ木線等の改良整備を推進します。さらに、小牛田駅の東西を結ぶ道路については、「ゆとり〜と小牛田」の交通利便性の向上、町内のネットワークの形成上重要な道路となることから、実現に向けた取り組みを継続していきます。
- ii 本町の都市計画道路は、昭和 38 年の計画決定以降現在まで見直しが行われていないことから、見直しを進め、循環線と放射線で構成された道路ネットワークの形成を推進します。また、必要に応じ、歩道や視距の確保など、安全を確保する交通安全施設の整備を図ります。

iii 産声の道の維持・管理を推進します。

iv 住民バスの運行を今後とも継続させ、高齢者や障がい者、子供などの交通手段を持たない人に対する支援を推進します。

3) 公園・緑地・河川等の整備方針

i 既存都市公園の利用を推進するため、積極的に住民の参加を推進し、維持管理の充実を図っていきます。

ii 屋敷林、社寺林を積極的に町内外に宣伝し、保全と活用に努めます。

4) その他の方針

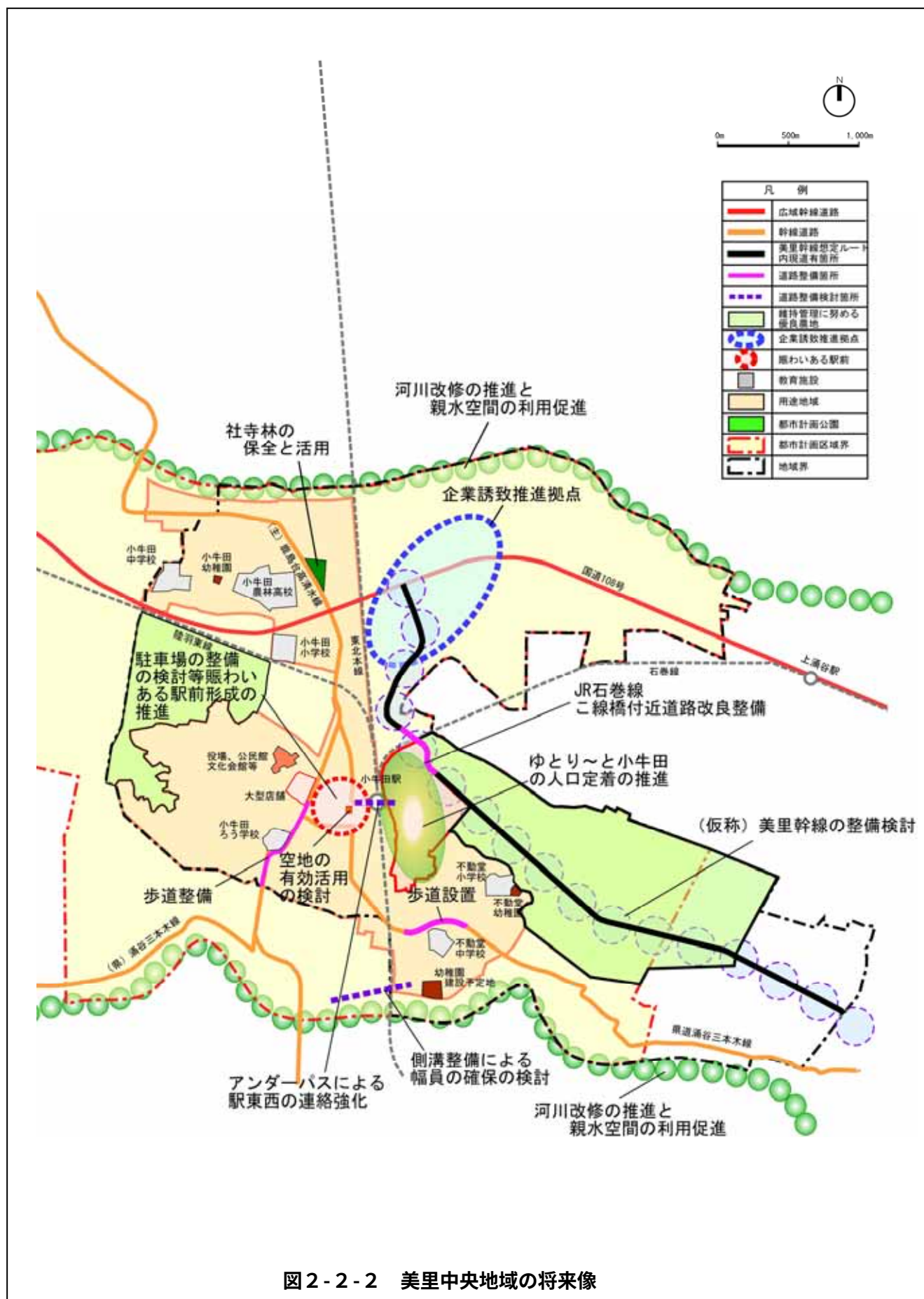
i 流域下水道の事業認可区域における整備率の向上および整備済み区域における水洗化率の向上を図っていきます。

ii 公共公益施設の利用促進を図ります。

iii 高齢者を地域で支える地域型福祉社会を形成するために、介護教室や福祉関係機関によるボランティア推進機構の充実を推進します。さらに、習得した知識や技術を効果的に発揮するために既存施設を利用した活動を促進するとともに、関係機関や地域住民、NPO※などの連携を密にしながら地域福祉活動の推進を図ります。

iv 山神社は藩政時代から安産の神様として東北地方に広く知られ、七五三・どんと祭では多くの参詣の人々でにぎわい、美里の象徴的存在になっています。本町で開催されるイベントや祭りとともに広く町外へのPRを推進し、参拝客の増加を図ります。

※ NPO：「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。



2-3 美里東地域

2-3-1 美里東地域の現況と課題

A 本地域は、全て都市計画区域外の南郷上地区、南郷中地区、南郷下地区の3つの地区からなります。鳴瀬川左岸沿いに走る県道鳴瀬南郷線沿線に集落が形成され、本地域の東側は昭和50年代の後半から始まったほ場整備により大区画に整備された優良農地が広がっています。

本地域は、地域の約7割強を水田が占める純農村地域であることから、今後とも優良農地を基盤とした農業的土地利用を第一としたまちづくりが望まれています。

B 本地域には、「美里町企業誘致等行動計画」における立地候補地が選定されています。企業誘致の推進は、本地域の経済基盤の強化と就業機会の拡大及び雇用の安定の観点から重要な取り組みであることから、実現に向けた施策の展開が必要となっています。

C 本地域は、高齢化の進展と人口減少が顕著となっています。人口減少の歯止めと集落内のコミュニティの維持が問題となっています。

D 鳴瀬川の新江合川合流部から鞍坪川合流部までは、鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業の指定区間です。本地域の感恩橋から下流部は築堤強化が行われており、本事業が平成24年度までを実施期間とする事業であることから、計画期間終了後も水害、地震等の災害に対する継続的な安全対策の推進が望まれています。

E 本地域の集落は純農村集落であり、幹線道路である（県）鳴瀬南郷線を除くと、集落内の道路は幅員が狭くカーブが多い道路となっています。決して交通量が多いというわけではありませんが、集落内の交通安全対策を検討する必要があります。

F 南郷庁舎周辺には、南郷小・中学校、南郷病院、南郷体育館、野球場、宿泊施設など、公共公益施設、スポーツ施設、交流施設などが立地する本地域の拠点となっています。施設間の連携強化による一層の機能発揮が望まれています。

G 本地域の公園は農村公園や運動公園として整備されています。これらの公園は地域住民の手により管理され、身近な交流場所として利用されていることから、こうした維持・管理形態のもとで、より一層の利用促進が望まれています。

H 本地域の生活排水処理は、農業集落排水事業により、ほぼ全域が整備済みとなっています。しかし、平成18年度の農集排水処理人口と浄化槽処理人口は、本地区の約

67%に留まっているなど、最近では水洗化の進展が鈍化傾向にあります。水洗化が進まない理由は様々ですが、適切な生活排水処理による農村環境の保全と居住環境の向上の取り組みの継続が望まれています。

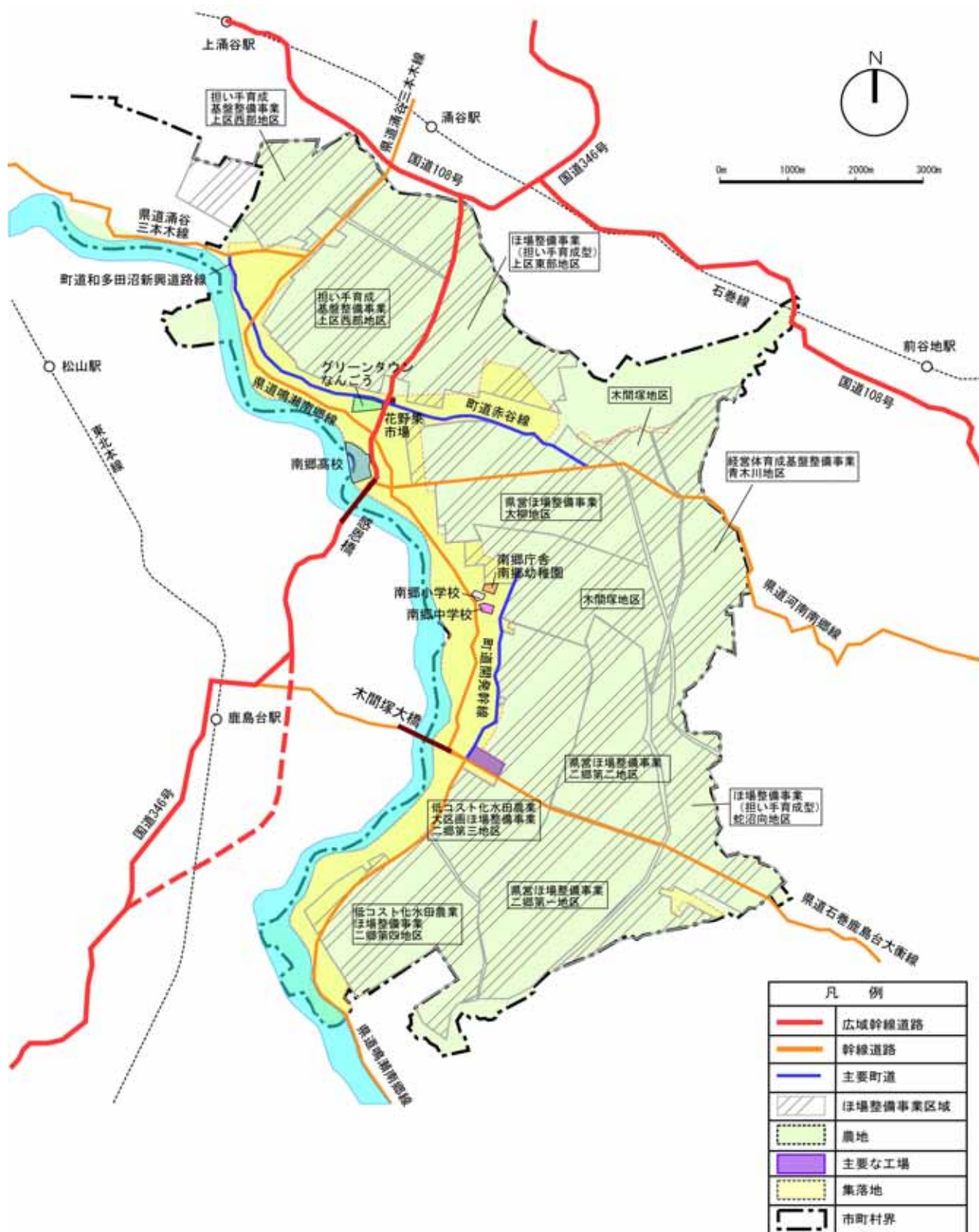


図 2-3-1 美里東地域現況図

2-3-2 まちづくりの目標

I 経済基盤の強化と就業機会の拡大及び雇用の安定を図る企業誘致の推進

企業誘致については、本地域の経済社会の発展に不可欠な要素であるとともに、住民アンケートにおいても「勤め先となる工場が多く立地する工業都市」が上位に挙げられる調査結果が出されています。一方で、宮城県においても県内総生産を 10 兆円にすることを目標に掲げた「宮城の将来ビジョン」を平成 19 年 3 月に策定したところです。

富県宮城の実現に向けた取り組みとも連携を図りながら、企業誘致を積極的に推進する基盤整備に取り組んでいきます。

II 整備されたほ場環境の維持と優良農地を利用した農業経営の高度化、合理化の推進

ほ場整備等により生産性の高い優良農地が確保された地域であり、担い手の育成や経営体の育成確保を図り、次世代に向けた農業生産基盤の確立を図ります。また、単独浄化槽や汲み取り処理家庭では、生活雑排水による農業用排水路の水質汚濁が懸念されることから、農業集落排水への接続の取り組みを進め、生活排水処理を推進します。

III 農村の魅力を発揮する自然、歴史などの地域資源を活用した取り組みの推進

純農村地域として発展してきた本地域は、豊かな農村環境に恵まれ、自然豊かな田園環境が広がっています。こうした人の手で育んできた自然や歴史・文化を生かし、都市との交流を基調としたグリーン・ツーリズムの推進を図ります。

IV 既存の集客施設やイベントの活用によるPRの推進

本地域は、花野果市場やでんえん土田畑村などの集客施設が立地し、田園フェスティバルの中心会場になるなど、本町や本地域の情報発信が行える施設やイベントがあります。こうした施設、イベントを積極的に活用し、本地域の PR と地域活性化を図ります。

2-3-3 まちづくりの方針

1) 土地利用・市街地整備の方針

- i 「美里町企業誘致等行動計画」に基づく立地候補地の開発整備を推進します。
- ii 県営ほ場整備等により農業生産基盤が整備された優良農地を今後も維持管理し、高生産性農業を確立するための効率的な土地利用を図ります。
- iii 生産者と消費者を結びつける花野果市場の活用を推進を図ります。

2) 交通施設の整備方針

- i 集落内の町道については、安全性の確保、生活排水処理等を考慮し、計画的に整備を進めます。
- ii 今後の国道 108 号の位置付けや三陸縦貫自動車道の整備を考慮し、国道 108 号バイパスから三陸縦貫自動車道へのアクセス道路の整備を推進します。
- iii 住民バスの運行を今後とも継続させ、高齢者や障がい者、子供などの交通手段を持たない人に対する支援を推進します。

3) 公園・緑地・河川等の整備方針

- i 鳴瀬川中流部緊急対策特定区間事業の促進を図るとともに、今後とも水害、地震等の災害に対する安全対策の促進を図ります。
- ii 農村公園等については、周辺住民の協力による維持管理を継続していきます。
- iii 本地域は平坦地であることから、内水氾濫に対する被害が発生しています。水害に強い安全、安心なまちづくりのために、内水処理対策を積極的に推進します。

4) その他の方針

- i 農業集落排水事業が完了していることから、今後は未接続家庭の解消に努め、水洗化率の向上を図ります。
- ii 農村公園等やコミュニティ施設を積極的に活用しコミュニティ活動を推進します。
- iii 田園フェスティバルなどのイベントを継続させ、農村の魅力の PR を行います。

